

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛協定の批准について承認を求める件譲渡報告書

農産物の輸入に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求める件譲渡報告書

経済的措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求める件譲渡報告書

投資の保証に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求める件譲渡報告書

水爆実験のわが国漁業に及ぼす影響についての質問主意書（青山正一君提出）

昨二十六日譲渡から左の質問主意書

提出した。

一昨二十七日内閣から左の答弁書を受領

した。

参議院議員須藤五郎君提出「君ヶ代」

及び「日の丸」に関する質問に対する答弁書

同日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を受領した。

町村合併促進法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を受領した。

住宅金融公庫法の一部を改正する法律

保佐林整備臨時措置法、町村合併促進法の一部を改正する法律

同日内閣から、中央更生保護審査会委員に坂野千里君及び金沢次郎君を任命したいので犯罪者予防更生法第五条第一項の規定により本院の同意を求める旨の要請書を受領した。

○議長（河井彌八君） これより本日の会議を開きます。

諸君に報告いたしますがございま

す。只今インドネシア国会議長サルト博士御夫妻が本院の傍聴のために、

ここに来ておられます。なお随員としましては、総領事御夫妻、領事御夫妻

が見えておるのでございます。

このことを御報告いたします。

〔拍手〕

○議長（河井彌八君） これより本日の会議を開きます。

諸君に報告いたしますがございま

す。只今インドネシア国会議長サルト博士御夫妻が本院の傍聴のために、

ここに来ておられます。なお随員としましては、総領事御夫妻、領事御夫妻

が見えておるのでございます。

このことを御報告いたします。

〔拍手〕

○議長（河井彌八君） 御異議ないと認めます。よつて、これより発言を許します。廣瀬久忠君。

〔廣瀬久忠君登壇、拍手〕

○議長（河井彌八君） 私は検察権の中立性確保に賛成いたしました。

○議長（河井彌八君） 廣瀬君の動議に賛成いたしました。

○議長（河井彌八君） 廣瀬君の動議に賛成いたしました。

田内閣は、新検察官法施行以来、初めて検察権の中立性を侵犯する重大なる過誤を犯したのであります。大蔵法相のとつた処置こそ、検察当局の意見に反し法第十四条但書を發動して、法務大臣として強圧的処置をとつたのがそれがであります。私は断固としてこの処置を排撃し、検察権の中立性を擁護せます。

〔廣瀬久忠君登壇、拍手〕

○廣瀬久忠君 私は検察権の中立性確

保佐林整備臨時措置法、町村合併促進法の一部を改正する法律

は警察権に直接をいたしておる。他方として憲法上の国民の権利義務に最も深き関係を有する重大なる権力の一つであります。若し検察権が時の政府の我がままなる政治的配慮によつて歪められるという悪例を残さなければ、この前例を又模倣にして行うということになつて、その循環する結果は、誠に恐ろしい結果となりまして、人権は蹂躪せられ、裁判の公正は寄せられ、思想の混乱、民心の不安、結局政治への信頼は失墜し、我が国家の将来に対しても誠に寒心に堪えざるものを作り出する虞れがあります。（拍手）

検察権の中立性を侵犯するそれ自身が悪例であるばかりでなく、なお悪例を重ねるものであります。即ち退陣を前提とすれば何をやつてもかまわないの

誤を犯した直後、突然として退陣をしてしまつた。私はその理由を理解するに苦しみます。世の中の人は無責任だ

私は我が國の長老政治家である吉田首相は、この無謀なる指揮権発動に同意するに当つて、自分らだけに都合のよい勝手な理窟のみを考えることなく、本当に老首相、老政治家としての吉田さんは大所高所に立つてもらひたかった。その意味は、一体吉田さんは我が國の政治の信頼をどうするといつも

と言ひます。或いは卑怯な退陣だと言います。然るに御本人は、身を犠牲にして憲法上の国民の権利義務に最も深い関係を有する重大なる権力の一つであります。若し検察権が時の政府の我

がままなる政治的配慮によつて歪められるといふ悪例を残さなければ、この前

例を又模倣にして行うということになつて、その循環する結果は、誠に恐ろしい結果となりまして、人権は蹂躪せられ、裁判の公正は寄せられ、思想の

混乱、民心の不安、結局政治への信頼は失墜し、我が國家の将来に対しても誠に寒心に堪えざるものを作り出する虞れがあ

ります。（拍手）

検察権の中立性を侵犯するそれ自身が悪例であるばかりでなく、なお悪例を重ねるものであります。即ち退陣を前提とすれば何をやつてもかまわないの

をして、それを強制的に押付けんとするがときには、実に甚だしき行き過ぎ

であると存するのであります。（拍手）

私は我が國の長老政治家である吉田首

相は、この無謀なる指揮権発動に同意するに当つて、自分らだけに都合のよ

い勝手な理窟のみを考えることなく、

本当に老首相、老政治家としての吉田

さんは大所高所に立つてもらひたかつた。その意味は、一体吉田さんは我が

國の政治の信頼をどうするといつも

思ひます。或いは卑怯な退陣だと

思ひます。しかし、我が國の長老政治家である吉田首

相は、この無謀なる指揮権発動に同意するに当つて、自分らだけに都合のよ

い勝手な理窟のみを考えることなく、

本当に老首相、老政治家としての吉田

さんは大所高所に立つてもらひたかつた。その意味は、一体吉田さんは我が

國の政治の信頼をどうするといつも

思ひます。或いは卑怯な退陣だと

思ひます。しかし、我が國の長老政治家である吉田首

相は、この無謀なる指揮権発動に同意するに当つて、自分らだけに都合のよ

い勝手な理窟のみを考えることなく、

本当に老首相、老政治家としての吉田

堪えないのであります。副総理は首相の補佐を誤まつて、検察史上重大なる過誤を犯したといふ点についてこれを謝する考えはありませんか。

次に、私は加藤法相に伺います。加藤法相は犬養法相の処分に盲従して行くのか。加藤法相は就任直後において犬養前法相の処置、即ち検察官法第十四条の指揮権発動は前任者のやつしたことだから認めるということを言つた。そしてあなたは政党大臣であるということをうなことを得意がましく言つておる。私はここであなたに注意する、法務大臣の地位は歴史的に伝統的に、政党内閣であつてもできるだけ政党人を避け来て来た。これはどういう意味であるか。特に政党よりも国家を、特に国務大臣であるから、特に政党人を避けたんだ、それをあなたは政党人だとかいうことを得意のごとく言つておるのは非常なる誤まりであります。同じ政黨の前大臣のやつたことだから、おれもこれを認めるんだなどと簡単にことを考へられたら非常な誤まりだ。

今回の犬養法相の処置に対しても、そんな考え方を持つたら非常な誤まりである。あなたの地位では、常に國家が第一である、政党は第二にすべきである。一体あなたは前任者の処置を余りに早く是認し過ぎておる。法相は検察当局の、検察当局は、あなたの部下ですから。その親愛なるべき部下が、数ヵ月間の間、不眠不休の努力の跡といふものに早く是認し過ぎておる。法相は検察当局の、検察当局は、あなたの部下ですか。その結果をあなたは十分に研究していらないと思う。犬養法相と意見を異にした検察当局の二日間に亘る火の出るがごとき会議の内容と、その結論をあなたは十分に研究した

か、又犬養法相の辞職、それは我々は実にわからん辞職だが、その眞意を考へるなどとは以てのほかあります。あなたは究明したか。こういう点についてあなたは本当に検討が足らない。そんなことで前法相の処理を鶴呑みにするなどとは以てのほかあります。いやしくも大臣である以上は自主性を持ちなさい。国家のために大いに考へなさい。改むべきものは改めたらどうか。「本當だ」と呼ぶ者あり私は法務大臣が党議、政党の党議に盲従するの感があるときは、國家の前途は暗黒になると思うのであります。(拍手) それから次に、私は加藤法相に特に特言わなければならん。検察権の中立性を確保こそ、あなたが本当に心を打込むべき問題であります。あなたの進むべき途、あなたを護るべき途、それは必ず検察権の中立確保であります。犬養法相は自分のやつたところの処分の間違つたことを認めて、前例となつては困るという良心の呵責に堪えずして、身を犠牲にしてやめて、そうして将来の戒めとしようとするようなことをおつと聞いておる。今回のあの指揮機関が悪例であったことは言はずとも、でもない。何となれば、それは我ががまなる政治的の配慮によつて検察権の中立性を破つたからであります。犬養君が前例としたくないと考えておるの悪例にあなたは何故に盲従するのか。(拍手) 断固としてあの処分を取消すことこそ、自主性のある大臣であり、国家的大臣であるのではないのか。過日、本議場においてあなたは十分所よりなどと言つたが、それは今見当違いであつた。法的性格の問題ばかり、國政審議の問題などは、あなたが本議場においては、あなたが本議場ではない。全國民が

法務大臣にゆるす大所高所とは、検察権の中立性を確保するということと自体であります。(「その通り」と呼ぶ者あり) 拍手) そうして国民のすべての疑惑を一掃し、国民の安堵の基礎を築く、そこで初めて政治の信頼は回復するあります。國民の道義は向うあります。國民の思想は明確化するあります。國民の思想は明確化するあります。檢察権の中立擁護こそ、法務大臣の重大使命であります。すると私は考へる。法務大臣の所見は如何でありますか。

以上を以て私の質問といたします。

(拍手)

〔国務大臣猪方竹虎君登壇、拍手〕

○国務大臣(猪方竹虎君)　お答えをいたします。廣瀬議員から特に總理官邸の答弁を要求するといふ点につきましては、私から御答弁を申上げません。私は御指名になつて私の責任についての御質問の点にのみ、私からお答えをいたしたいと存じます。

私が總理の補佐を誤まつたのではないかという御質問であります。が、今回の検察官法第十四条を大審前法務大臣が発動いたしましたのは、大審前法務大臣が検察官の中立性を尊重いたしました。独自の判断と責任において発動いたしたものであります。従つて私は、報告は受けましたが、私が總理を補佐すべき立場にはいなかつたのであります。従つて補佐をいたしておりません。補佐を誤まる、誤まらんといふ立場になかつたことを御了承お願ひいたしたいであります。

それから更に附加えまして、特別調査委員会を參議院内に設ける意見がありました際に、廣瀬議員、石黒議員、立憲議員から検察官の公正を維持する

府の考え方があるならば、この調査委員会を設けることには自分らは賛成しないつもりであるがどうか、そういう申入がありましたことは確かに事実であります。私よく記憶いたしております。併しながら今回のことは、政府といたしまして重要法案の通過成立を期する上において、真に止むを得ないと政府は考えた結果でありますし、検査の内容には干渉圧迫等は決して加えておりません。ただ政府としては一途に重要法案の通過成立を期するために一時逮捕の延期を申入れた次第でござります。この点につきましても御了承が願えれば仕合せであると考えます。

更多書籍請到 [書籍](#) 頁面查詢

移を見送つてゐるに過ぎないのであります。而も、インドシナの情勢の急迫化に伴い、アメリカは対中共警告の発出、又はPATO、SEATO等の構想の推進、その他の強力外交を推し進め、ソ連、中共、又その外国共産軍に対する軍事的支援を改める気配が見えないのであります。これらの危局に対しまして、政府はひたすら自主性喪失の一辺倒外交を以てして、果して日本の平和安全の確保と、これがために欠くことのできない東南アジアとの提携を実現し得るとお考えであるかどうか。この際明瞭にして頂きたいと存ずるのであります。

最後に、東南アジア諸国におきましては、吉田政府の憲法無視と国民生活圧迫による再軍備、更に昨日本院の外務委員会において、我々の反対にかかわらず通過いたしましたMSA協定、これらのアメリカ一辺倒、自主性喪失の外交に対しましては、多くの反対と批判が起つてゐるのであります。

(拍手)これらの政府の外交基本方針との融和と提携、親善に如何なる方途があるかにつきましては、重大なる反省を促がしたいと存ずるのであります。(拍手)

以上の諸点につきまして、政府の所信を伺い、時間がありますから、場合によりましては再質問をお許し願いたいと存じます。(拍手)

日本社会党を代表いたしまして、以上の諸点についての政府の所信をお聞かせいたします。(國務大臣諸方竹虎君登壇、拍手)

の困難があるにもかかわらず、フイリピン政府としては、この覚書を基礎として正式交渉を行うことに成算を得たと信じる十分なる理由を持つておつたのであります。そこで、先ほど副総理から申されたように内部的な困難から、これが停頓をいたしましたことは甚だ残念でありますけれども、併し比較的におきましては、例えばこれは冷却期間を置くものであるとか、或いは日本の支払能力に対して調査団を派遣いたしたいというような意見もありますして、決してこれが決裂ではないし、又今までの交渉が決して無駄になつたとは思わないのですありますて、今後とも我々は誠意を尽してこの解決に努力いたしたいと思つております。

なお、フイリピン側に対しても、何か賄賂といふような、今副総理からお話をありましたか、これは、我々が普通に読む新聞ではなくして非常に小さな新聞に、つまり無責任な新聞に出された記事が元になつておりますて、勿論かようなことがあるはずはないのでありますて、この点は大野公使も、又全権も、十分に明らかにいたしております。これは全くの根拠なき報道であります。

なお、東南アジア諸国についてのお話でありまするが、このインドシナは別といたしまして、ビルマやインドネシア等とはまだいろいろ意見の調整を必要としますので、直ちに賠償問題の解決ということどころまでは行くのは困難かと思つております。併しながら、政府といたしましては平和条約に基きまして、その義務の履行ということに強い関心を持ちまして、今後とも誠意を以て交渉をいたすつもりであり、又その

間におきましては、いわゆる中間協議等も考慮いたしまして、先方に我々の誠意のあるところを十分に認められるようにならしたいと思つております。韓国の問題につきましては、しばしば申上げた通りでありますて、日韓会談未だ再開せられないために漁業の問題と言つて、その他の問題といふ未だ解決に至らないのは誠に残念であります。それからジュネーヴ会議の問題についてお話を伺いますが、これは遺憾なく解決を必ず近く行いたいと、こう思つて絶えず努力をいたしております。それから日本側に於ける武力を用いた國の代表者を以て交渉するけれども、我々としては誠意に基いてお話をいたしますが、これは遺憾ながら只今のところは「遺憾々々ばかりじやないか」と呼ぶ者あり、朝鮮におけるこの会議に参加いたさないわけであります。併しながら、日本といたしましては非常に重大な関連を持つております。併し、韓国側に対しましても十分の参加団といたしておりますために、日本のごときも非常に關係のある國ではあることは当然でありまするが、この會議に参加いたさないわけであります。併しながら、日本といたしましては非常に重大な関連を持つております。併し、韓国側に対しまして、必要の場合、連絡をいたしまして、本の意見を反映せしむるべく努力をするつもりでありまするし、又すでに現地に駐在いたしまして、韓國大使を派遣いたしまして、事実上の連絡を密にいたしております。

又、この東南アジア諸國との關係において、この再軍備問題とか、M.S.A.協定續結とか、米国一辺倒外交とか、いうようなことを引かれまして、こうしたことでは、親善關係は困難ではなかいかというお話を伺りますが、私どもは勿論再軍備をいたしているつもりでありますんし（あら）と呼ぶ者もあり、笑声）又相互防衛援助協定とかこの他の問題は、ほかの国でもアメリカ

との関係においては、アラブ諸国が多いたして、アジア諸国とも重きを置いています。我々の外交方針も、力いたして、アラブ諸国とアラブ諸国との間に了承をして、ると信じて疑ひません。(拍手)

アメリカ合衆国との間の
援助協定の批准について
書は都合により附録に
おいて承認することを議
めの件

八君) 日程第一、日本
合衆国との間の相互防衛
協定について承認を求める
旨について承認を求める
件

合衆国との間の協定の締
結を求めるの件

經濟的措置に關する日本
政府の保証に關する日本
合衆国との間の協定の締
結を求めるの件

長佐藤尙武君。

を一括して議題とするこ
とさせんか。
「と呼ぶ者あり」

八君) 御異議ないと認
委員長の報告を求めま
れ

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年三月三十一日
衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長河井彌八殿

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の批准について、平和及び安全保障のための相互防衛援助協定の批准について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求める。

〔参照〕

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、

国際連合憲章の体制において、

同憲章の目的及び原則を信奉する諸

国がその目的及び原則を支持して個

別的及び集団的自衛のための効果あ

る方策を推進する能力を高めるべき

自発的措置によって、国際の平和及び

安全保障を育成することを希望し、

一千九百五十一年九月八日にサン・

フランシスコ市で署名された日本國

との平和条約に述べられており日本

国が主権国として国際連合憲章第五

十一条に掲げる個別的又は集団的自

衛の固有の権利を有するとの確信を

再確認、

一千九百五十一年九月八日にサン・

フランシスコ市で署名された日本國

とアメリカ合衆国との間の安全保障

条約の前文において、日本国が、政

治的な脅威となり又は国際連合憲

章の目的及び原則に従つて平和及び

安全保障を増進すること以外に用い

られるべき軍備をもつことを常に避

けつつ、直接及び間接の侵略に対す

る自國の防衛のため漸増的に自ら責

任を負うことと、アメリカ合衆国が

期待して、平和及び安全保障のため

に暫定指揮として若干の自國軍隊を

日本国内及びその附近に維持すると

ある趣旨を想起し、

日本国のために防衛援助計画の策

定に当つては経済の安定が日本國の

防衛能力の発展のために欠くことが

できない要素であり、また、日本國

の寄与がその経済の一般的な条件及

び能力の許す範囲においてのみ行う

ことができるることを承認し、

アメリカ合衆国政府が、前記の目

的とするところを達成するためアメ

リカ合衆国による防衛援助の供与を

規定する改正後の千九百四十九年の

相互防衛援助法及び改正後の千九百

五十年の相互安全保障法を制定し

たことによりこれらの方針を支持し

たことを考慮し、

その援助の供与を規律する条件を

定めることを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

各政府は、経済の安定が国際の平和及び安全保障に欠くことがで

きないという原則と矛盾しない限

り、他方の政府に対し、及びこの

協定の両署名政府が各場合に合意

するその他の政府に対し、援助を

供与する政府が承認することがあ

る裝備、資材、役務その他の援助

を、両署名政府の間で行うべき細

目取扱に従つて、使用に供するも

第二条

日本国政府は、この協定に従つて受ける援助を兩政府が満足するよう

な方法で平和及び安全保障を促進

するため効果的に使用するものと

し、いざれの一方の政府も、他方

の政府の事前の同意を得ないでそ

の援助を他の目的のため転用して

はならない。

第三条

各政府は、この協定に従つて他方の政府が供与する秘密の物件、

役務又は情報についてその秘密の漏洩、又はその危険を防止するた

め、両政府の間で合意する秘密保

持の措置を執るものとする。

第六条

1 日本国政府は、次のものを許すものとする。

a この協定又はアメリカ合衆

政府と他の被援助国との間の同種の協定に基いて日本国領域

に輸入され、又はそこから輸出される資材、需品又は装備に対

してその輸入又は輸出の際に課せられる關税及び内國税の免除

(別段の合意がある場合を除く)。

1 日本国政府は、次のものを許すものとする。

b 附屬書Eに掲げる日本の租税

が、この協定又はアメリカ合衆

政府と他の被援助国との間の同種の協定に基く資材、需品、

装備及び役務の調達のための日本

本國におけるアメリカ合衆

政府の支出金又は同政府が融資す

る支出金に影響するときは、そ

の租税の免除又はその払い込

し

第五条

開港の免除並びに附屬書Eに掲げる日本の租税の免除及び払い込

どは、相互防衛のための資材、需品、

装備及び役務に対するアメリ

カ合衆国政府の支出金又は同政

府が融資する支出金で、1に定め

農産物の購入に関する日本国と
アメリカ合衆国との間の協定の
締結について承認を求める件
農産物の購入に関する日本国とア
メリカ合衆国との間の協定の締結に
ついて、日本国憲法第七十三条第三
号但書の規定に基き、国会の承認を
求める。

【参照】
農産物の購入に関する日本国とア
メリカ合衆国との間の協定
農産物の購入に関する日本国とア
メリカ合衆国との間の協定
日本国政府及びアメリカ合衆国政
府は、

アメリカ合衆国による改正後の千
九百五十一年の相互安全保障法第五
百五十条の規定に基く同国の余剰農
産物の販売及び日本国によるその購
入から生ずる相互の利益を考慮し、
そのために必要な取扱を行うこと
を希望して、
次のとおり協定した。

第一条

両政府は、改正後の千九百五十一
年相互安全保障法第五百五十条に
従つて、千九百五十四年六月三十日
に終るアメリカ合衆国の現会計年度
において総額五千万合衆国ドル（五
〇、〇〇〇、〇〇〇ドル）の取引を行
うよう努力する。

第二条

購入される個々の品目及び個々の
取引の条件は、アメリカ合衆国政府
のために対外活動部が定める手続に
従つて、隨時両政府の間で合意され
るものとする。

この協定に従つて取得されるべき
商品の購入及び利用は、アメリカ合
衆国又は他の友好国の通常の市場取
引を排除し、又はこれに代替しては
ならないものと了解される。

第四条

アメリカ合衆国政府は、第一条に
いう個別の購入のため必要な合衆國
ドルを支出するものとし、日本国政
府は、その合衆國ドルの支出の通告
があつたときは、日本銀行に設けら
れるアメリカ合衆国政府の特別勘定
に日本円による等価額を積み立てる
ものとする。

第五条

積み立てられる日本円に対する合
衆国ドルの為替相場は、公定の複数
基準為替相場が設けられない限り、
合衆国ドルに関して日本国政府が定
める公定平価で、第四条に定める通
告を受けた時に実施されているも
のでなければならない。

第六条

この協定の実施のため必要な細目
取扱は、両政府の間で合意されるも
のとする。

第七条

この協定は、日本国がその国内法
上の手続に従つてこの協定を承認し
たことを通知する日本国政府の公文
を、アメリカ合衆国政府が受領した
日に効力を生ずる。

【参照】
経済的措置に関する日本国とア
メリカ合衆国との間の協定
日本国政府及びアメリカ合衆国政
府は、

千九百五十四年三月八日に東京
で、ひとしく正文である日本語及び
英語により本書二通を作成した。

日本国のために

岡崎勝男（署名）

アメリカ合衆国のために

ジョン・M・アリソン（署名）

【審査報告書は都合により附録に
掲載】

経済的措置に関する日本国とア
メリカ合衆国との間の協定の締結に
ついて承認を求める件
右は本院において承認することを議
決した。

よつて国会法第八十三条により送付
する。

昭和二十九年三月三十一日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

アメリカ合衆国との間の協定の締結に
ついて承認を求める件
この協定は、日本国がその国内法
上の手続に従つてこの協定を承認し
たことを通知する日本国政府の公文
を、アメリカ合衆国政府が受領した
日に効力を生ずる。

【参照】
経済的措置に関する日本国とア
メリカ合衆国との間の協定
日本国政府及びアメリカ合衆国政
府は、

改正後の千九百五十一年の相互安
全保障法第五百五十条にそつて農産
物の購入のための協定を締結したこ
とに伴い、

経済の安定が国際の平和及び安全
保障に欠くことができないことを認
め、
アメリカ合衆国政府が、日本国との
工業生産及び潜在的経済力の発展を
援助する目的で、前記の農産物の購
入の結果として生ずる円資金を、こ
の協定に基いて利用する用意を有す
ることを考慮し、

アメリカ合衆国 국민が日本国で
行う私的投資の促進もまた前記の目
的に資することを認めて、

次とおり協定した。

第一条

アメリカ合衆国政府は、千九百五
十四年三月八日に東京で署名された
農産物の購入に関する日本国とアメ
リカ合衆国との間の協定第四条の規
定に基いて設ける特別勘定に積み立
てられる円資金を、合衆国との関係法
令の規定及び条件に従つて、次の目
的のために使用するものとする。

(1) アメリカ合衆国政府は、日本国
の工業の援助のため、及び日本国
の経済力の増強に資する他の目的
のため、相互間で合意する条件に
従つて、前記の特別勘定から円価
額を日本国政府に贈与するものと
する。その贈与の合計額は、前記
の協定に基いて行われる取引の結果
として生ずる当該特別勘定の積
立金の総額の二十分の一の額
とする。但し、その額は、一千万

合衆国ドル（一〇、〇〇〇、〇〇〇
ドル）に等しい円価額をこえない
ものとする。

(2) アメリカ合衆国政府は、アメ
リカ合衆国軍事援助計画を支持する
ための日本国内における物資及び
残額を自由に使用することができます
る。

第二条

日本国政府は、アメリカ合衆国政
府が日本国政府に対して行う贈与か
ら生ずる円価額を積み立てる特別の
勘定を設けるものとする。

第三条

日本国においてアメリカ合衆国
国民が行うことがある私的投資に對
する改正後の千九百四十八年の經濟
協力法第百十一条(b)(3)の規定に基く
アメリカ合衆国による保証は、その
目的の達成に寄与するものであるこ
とが合意される。

第四条

この協定の実施のため必要がある
とときは、両政府の間で細目取扱を合
意するものとする。

第五条

この協定は、日本国がその国内法
上の手続に従つてこの協定を承認し
たことを通知する日本国政府の公文
を、アメリカ合衆国政府が受領した
日に効力を生ずる。

以上の証拠として、署名のために
正當に委任された両政府の代表者は
は、この協定に署名した。

千九百五十四年三月八日に東京で
ひとしく正文である日本語及び英語
により本書二通を作成した。

岡崎 勝男(署名)

清江先生集

審査報告書は都合により附録に

投資の保護に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条规定により送付する。

衆議院議長 堀 康次郎
參議院議長河井滿八殿

投資の保護に関する日本国とアーリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の保証に関する日本国とアメ
リカ合衆国との間の協定

日本国においてアメリカ合衆国の
国民が行なうことがある私的投資に對
する改正後の千九百四十八年の經濟
協力法第百十一条(b)(3)の規定に基く
アメリカ合衆国による保証が、日本
国及びアメリカ合衆国に經濟的利益
をもたらすことを認め、
その保証に關する了解を定めるこ
とを希望して、
次のとおり協定した。

第一条

日本国政府及びアメリカ合衆国政
府は、いづれか一方の政府の要請が
あつたときは、アメリカ合衆国の國
民が提案した日本国における投資の
計画で、改正後の千九百四十八年の
經濟協力法第百十一条(b)(3)に基く保
証を考慮されているもの又はその保
証を受けることがあるものに關して
協議するものとする。

第二条

日本国政府は、同政府が承認する
計画に対し、アメリカ合衆国政府が
第一條にいう經濟協力法の該當条項
の規定に従つて与える保証に關し、
次のこととに同意するものとする。

(1) アメリカ合衆国政府が該當保証
に基き合衆国ドルによる支払をい
ずれかの者に對して行う場合に
は、日本国政府は、その支払の原因
が生じた資産、通貨、貸付金その
他の財産に対するその者の権利、
因についてのアメリカ合衆国政府
による代位を承認する。日本国政
府は、また、該當保証の対象とな

協力を第百十一条の規定に基づく
アメリカ合衆国による保証が、日本
国及びアメリカ合衆国に經濟的利益
をもたらすことを認め、
その保証に関する了解を定める」
とを希望して、
次のとおり協定した。

(2) る損失に對して日本國政府の与え
る補償額が當該保証に基きアメリカ
合衆國政府に移転することを承
認する。

以上の趣意として、署名のためには、正當に委任された両政府の代表者は、この協定に署名した。

アメリカ合衆国のために

3) 当該保証に華く支払の結果アメ
　　珍事務費として自由に使用するこ
　　とができる。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互依存関係は、只今議題となりました。

日本國政府及びノルマラ合衆國政府は、いずれか一方の政府の要請があつたときは、アメリカ合衆国との間に、我が國における投資の権利を保護するための条項を設けたものである。この條項は、改訂条約で、改訂後の千九百四十八年の経済協力法第百十一条(b)(3)に基く保証を受けたことがあるものに限して協議するものとする。

日本国政府は、同豫府が承認する
計画に対しアメリカ合衆国政府が

(1) アメリカ合衆国政府が当該保証の規定に従つて与える保証に關し、次のこととに同意するものとする。

に奉き合衆国ドルによる支払をいざれかの者に対し行う場合には、日本国政府は、その支払の原因が生じた資産、通貨、貸付金その

他の財産に対するその者の権利、

府への移転及びこれに因連して生ずるその者の請求権又は訴訟の原因についてのアメリカ合衆国政府による代位を承認する。日本国政

府は、また、当該保証の対象とな

(2) 当該保証に基いてアメリカ合衆国政府が取得する当該保証に基きアメリカ合衆国政府に移転することを承認する。

(3) 当該保証に基く支払の結果アメリカ合衆国政府が代位することがある日本国政府に対する請求権は、両政府間の直接の交渉の主題とする。両政府が相当な期間内に合意によつて当該請求権について解決することができない場合には、相互間の合意によつて選定される一人の仲裁人に最終的の且つ拘束力のある裁定のため付託する。両政府が三箇月の期間内にその選定について合意することができない場合には、当該仲裁人は、いずれか一方の政府の要請に基き国際司法裁判所長が指定する者とする。

第三条 この協定は、日本国がその国内法による損失に対し日本国政府の与える補償額が当該保証に基きアメリカ合衆国政府に移転することを承認する。

以上の証拠として、署正にて委任された両政では、この協定に署名した英語により本書二通を作成する。

日本国のために
岡博 謹呈(署名)
アメリカ合衆国のために
ジョン・M・アーヴィング(署名)

「佐藤尚武君登壇、拍手」

○佐藤尚武君 只今議題と日本国とアメリカ合衆国との防衛援助協定の批准及び準用法の批准に關する協定、經濟的情報交換の規則並びに投資の保護に関する協定について承認を求めるものにして、外務委員会における結果を御報告申上げます。政府の説明によりますと、政府は、この協定につきましては、破綻の他の諸國に対して供給する方針を決定するに先立つて、その方針を決定するに先立つて、この協定を承認したことになつたことを承知いので、我が国の自衛力強化に従い、この援助を同法に従事することを希望いたしましたのであります。

及び我が國経済力との關係において、十分に米国政府の意向を確めておくことを適当と考えまして、これらの点に鑑する我が方の見解を具して、米国政府の意向を質したのであります。その

結果六月二十四日及び二十六日の日本往復書簡において、被我の見解が大筋において一致することが明らかとなりましたので、この基礎に立つて昨年七月十五日より東京におきまして援助協定の締結に関する具体的な交渉を行なつて参りましたところ、本年三月に入致を見るに至りました。かくて三月八日、東京においてこの相互防衛援助協定の署名を了した次第であります。

しますすると、前文には、この協定が国連憲章、対日平和条約及び日米安全保全条約の趣旨に副うるものであり、経済の安定が日本國の防衛能力発展のために不可欠の要素であることを述べております。

易の統制につきましては、米国と他の國との協定の先例につきましては、米国と他の國との連協力の方針に照らし、これを結束して差支えないと認めました。が、先づ本院の決議の次第も十分に尊重いたしました。附屬書D項において、我が國は米国その他の平和愛好國とこの目的的ため協力する趣旨を掲げるに留めたる次第であります。

又、軍事援助顧問團の性格につきましては、第七条においてこれを大使の指揮の下に行動するものと規定し、その員数及び行政事務費につきましては、附屬書G項において我が國財政状況にも鑑み、これを最小限度にとどめることを定めた次第であります。

以上の諸点につきましては、今次協定の交渉の過程において取扱に慎重を期し、従つて交渉も意外に長引いたのであります。が、我が國の特殊事情に対する考慮は十分に織込み得たと信ずるのであります。

援助資金の差押防止に異議して協議する
ことを定め、六、日本国が許与する関税
及び内国税の免除と附屬書E項に掲
げる日本の租税の免除について規定
し、七、日本国政府がこの協定に基く
援助の進捗状況を観察することを主た
る任務とする米国政府の職員を接受す
ること、及び行政事務費として米国政
府に円資金を提供することを規定し、
八、米国の相互安全保障法第五百十一
条(a)項の六条件に開連し、日本国政府
が再確認し、又は受諾する義務につい
て規定し、九、本協定と日米安全保障
条約との關係及び本協定が両国の憲法
上の規定に従つて実施るべきことを
明らかにし、十、本協定の実施に因する
両国政府の協議並びに本協定の再検
討と改正について定め、十一、本協定
は、米国政府が日本国政府から、この
協定を批准した旨の書面による通告を
受領したその日に効力を生ずること、
及び本協定は、協定終了に關する通告を
受領した日の後、一年を経過するま
で効力を有する旨、又、附屬書は、この
協定の不可分の一部であること、本協
定は国際連合事務局に登録することを
規定しております。

次に、附屬書におきましては、世界
平和を脅かす諸国との貿易統制の措置
について協力する旨を定めたほか、お
おむね本文条項の細目につき規定して
おります。

次に、相互安全保障法第五百五十九条
に基く農産物の円貨による購入及びそ
の円貨の使用に関する協定の署
定、二、経済的措置に関する協定の署
定に、一、農産物の購入に関する協
定を了しました。前者は、米国の余剰
農産物につき同國の現会計年度におい

て、総額五千万ドルを目的とし、日本国代金を米国政府の輸入に供する四貨物のうち一千万ドル相当分は、与として我が國に供する域外買付に使用するおきますので、これと我が國經濟の發展立てる旨を定めておきます。購入すべきは、小麦五十万トンと予定しておりますが、田で購入し得せず、田で購入し得が國際小麦協定の価格が国際小麥產量が日生る点を考慮すれば、我が國食糧事情の緩和を考えております。

又、今回同時に署保証協定は、我が国より、米国の民間投資ドル交換が不可能となる場合に当該投資財産が日生た場合に、米国政府による補償を受けることを内りまして、これは米国政府の保証によります。これをおこなうに資本投下をなし得るものであります。

これを要しまするは、これまでの相互安全保衛の達成に貢献しては、これら諸協定が我が國の防衛力の増強の助長發展に資するものであります。

米米両国の協力は更に

の取引を行うことにより、政府は、この購入額別勘定に円貨で清算する。後者は、農産物に役立つものと考へて、米国が日本における農産物としまして輸出することを規定している。これは外貨を使用する点及びその価格と同様の廉価な条件で相当有利な条件である。農業和に寄与するものに役立つものとの考へて、米国が日本における農産物としまして輸出することを規定している。

延いて自由韓国の安全保障と世界和平の維持に寄与せんとする我が國の意図の実現に一步を進めたものと考える次第であります。以上が政府の説明であります。

これら四件は、先ず本会議に上場され、政府の説明と質疑が行われたのであります。委員会は四月八日より審議を開始し、爾來農林及び内務大臣、大蔵委員会との連合審査会を合せて十四回に亘つて慎重審議を行いました。この間、吉田内閣総理大臣、岡崎内閣、木村国務大臣及び政府委員との間に詳細且つ活潑なる質疑応答が行われ、又、これに先立ち委員会は二日間に亘つて公聴会を開催し、憲法、国際法、軍事、技術、経済の各分野における学識経験者の意見を聴取いたしました。

次に、質疑の要点を取りまとめ御報告いたします。先ず「M.S.A」協定は憲法に違反するとの考え方があるが、条約と憲法とはいずれが優先するのか。憲法違反の条約は無効か。政府は憲法を独善的に解釈して、事实上再軍備を行なつてゐるが、これは非民主的ではないか。」との質問に対し、「憲法と条約といすれが優先するかの問題は、学者間では見解が分れており、我が国憲法の条章を見てもはつきりしていない。憲法と条約が、その改正又は締結の手続きにおいて難易の別を設けていることである、これによつて判断すると、条約が憲法に優先することは考えられない。違憲の条約は、国内法的には無効になると思う。これが国際的に無効となる、これが憲法の問題ではない。併し、

条約は憲法の範囲内で締結するのであって、憲法に違反した条約は結べない。又、これまでに確立した国際法規則には、「我が憲法に違反することをもの存していないと信する。政府は必ずから所信と解釈に従い、その責任において政策を遂行している。そして予算の審議等を通して、常に国会に詮つてゐるのであるから、国会の知らぬ間に再軍備の既成事実が起きると、これはあち鷹ない」との答弁があり、次に、「MSA協定第八条中に、「自國の防衛力と自由世界の防衛力の発展及び維持に寄与し」とあるのは、新たな義務であり、且つ、軍事的義務を負うことになりはしないか。防衛力増強は具体的に言つてどこまで行けば戦力になるのか。米国が日本に対し、今日以上に大きな軍備を要求して来たらどうするのか。MSA援助と我が国防衛計画とは表裏一体の関係であり、米駐留軍の引揚げと防衛力増強とが相関関係にある以上、防衛力増強について長期計画があるべきではないか。米駐留軍の現存兵力はどのくらいか。日本の自衛力がどの程度になれば米駐留軍は撤退するのか。」等の質問に対しましては、「防衛力増強に寄与することは義務だと考える。これを軍事的義務と解するかどうかは各自の見方によるであらう。戦力については、ただの装備があれば戦力になるか、その具体的な字を挙げることはできない。一般的な社会通念に基づいてきめるよりほかはかない。米国が駐留軍を漸減すると言えば、我がほうとしてはこれに応ぜざるが自主的にきめることになつておる。米国が日本に対し、厖大な防衛力を要

求して来るようなことは全然ないと考
えておるが、仮にかかる要請があつた
としても、國力に相応しない軍隊は持
つべきでないと考える。MSA援助と
防衛計画とは理論上関係はない。我が
方に防衛力増強の計画があるときには M
SAの援助の問題が起つたので、結果
的に関係ができたのである。防衛力增
強の長期計画を持つことは常識的であ
り、これができれば結構である。併し
我が國の経済力との関係もあり、又原
子力研究の進歩と共に、米国ではニ
ュー・ルックと称し、国防計画を变更
せんとしておる情勢でもあるので、日
本として長期計画を立てることは時期
尚早であり、又それはできないと思
う。米駐留軍の現存兵力は、先方が秘密
にしていて全くわからないから、た
だ推測するに過ぎない。我が自衛力を
どの程度に増強する必要があるかにつ
いては、まだ的確な結論は出ていな
い。現実には我が自衛力増強の程度に
応じて駐留軍が引揚げることになるの
であつて、駐留軍の撤退はここ数年間
は望めないと思う。撤退は一般に希望
するところであるが、その実現は容易
でなく、先ず我が財政力の強化を図る
ほかはない。現存の米駐留軍は、陸海
空の力を総合すると戦力に該当するも
のと解せられる。従つて駐留軍に代る
程度の自衛力増強は、憲法上できな
い。現在の志願制度の下で行い得る自
衛力増強にはおのずから限度があり、
計画は、昭和二十九年度分だけまつ
たので、昭和三十年度分については、
こうしたいとの予想的な目標だけは立

てているが、実際の計画は立てていなかつた」との答弁がありました。
又、「日本の基本的防衛方針は、一国主義によるのか。それとも集団防衛主義によるのか。集団防衛とすれば、二国間と多数国間集団防衛とのいずれの方針をとるのか。大西洋条約機構アンザスのときものには不變成か。昨今PATO、即ち太平洋条約機構とかSEATO、即ち東南アジア条約機構等の構想について論議されるが、かかる地域的集団安全保障体制に対する政府の見解如何との質問に対しては、「我が国の防衛方針について常に考えており、国際連合の集団防衛には強い希望を持つて立られた二国間集団防衛形態を維持して行くわけである。政府は集団防衛について常に考えており、国連憲章がなければ、国連憲章の下での地域的機構は結構だと思うが、太平洋条約機構のことを対しては非常な考慮を要する。現に瀋州、エージーランド、東南アジア諸国の日本に対する誤解はまだ解消していないし、ややもすると日本の經濟侵略などと言われたりする。現に瀋州、エージーランド、

ことがあつても、解消することはないであらう。今日日本として肝要なことは、先づ国内の態勢を整えることである」との答弁があり、次いで、「現在日本の有する自衛権は、國際法上認められる一般的のものではなく、対日平和条約、國連憲章第五十一条等にいう限定された意味の自衛権であつて、攻撃を受けて始めて発動するものではないか。自衛権によれば武力行使が認められ、従つて戦争が認められるのか。日本が領土の外から武力攻撃を受けた場合、自衛権の發動により、他国の領土に入つて行つてまで武力行使はできるのか。この協定により、日本は自由世界防衛の義務を負ふに至つたと考えるが、この点につき、海外派兵をしないことをはつきりさせるため、協定中に留保を付する考えはないか。国民が納得しない海外派兵などしないことを法的に裏付けるため、協定中にこれを明記することが必要ではないか。協定第一項中に、日米両国政府が合意すれば、第三国に対し、裝備、資材、役務等を供与する旨を規定しているが、インドシナへも供与するのか。裝備、役務とは何か。若し日本がインドシナに関する自由諸国との統一行動に参加を求められたらどうするか」等の質問に対しましては、「自衛権の狹義の解釈には同意ある。ただ日本が攻撃を受けた場合、国連が措置をとるまでの間、日本は一般國際法の認める自衛権をも当然有するものと考える。自衛権は國の生存権であつて、独立國として当然に存する固有の権利である。憲法第九条第一項で國権の發動と武力行使を禁止しているのは、國際紛争解決の手段としてであつて、それ以外の場合であ

ならないわけであるが、同条第二項で、戦力と交戦権を否認しているから、如何なる場合にも戦力を以てする戦争はできないことになる。併し自衛権のためなら、それが国際法上認められる自衛権の限界内においてであれば、武力行使は許される。武力行使は必ずしも戦争になるとは限らない。自衛権の及ぶ範囲については、理論と実際とは違い、四辺海に囲まれる日本は、陸続きの歐州諸国とは事情が違つておらず、むつかしい問題であるが、他の國の領土の中にまで迫りかけることは、自衛権の範囲内ではなからうと思う。協定第一条中の規定は、日本が米国から受けた援助のうち、不要になつたものを他國の使用に供するといふのである。即ち米国とMSA協定を結んでいる国にはこれを供与することができるわけであるが、この規定が適用されるのはずつと後のことである。この協定は、憲法上の規定に従つて実施するのであるから、役務のうちに軍事的役務を含むがどとき心配はない。次に、この協定は装備、資材等の援助を受け、日本の防衛力を強めるためのものであつて、海外派兵のことを問題にする協定ではない。海外派兵は夢想的なものでないことをあり、どこからも説明をかけられたこともない。この問題は日本政府がみずからきめることであつて、派兵をしないことを他國によつて保証してもららうべき筋合のものではない。かように本協定はこの問題と何ら関係のないものであるが、国民の間に不安を抱く向きもあるので、急のためその趣旨を協定調印の際の挨拶のうちで述べたのである。それで十分だと思う。従つてこの協定に保留を付した

り、このことを明記したりする必要がある。あるとは考へない。海外派兵は国民が希望すれば別だが、国民の多くはこれを欲しないであるうし、仮に憲法上可能であつても、これはすべきことではない。さうなことは政府は全然考へていない。日本に対して若しイングランドナンについての統一行動への参加要求があつたら断わるほかはない。又日本の国力がこれを許さない」との答弁がありました。

又、「日本にとつては中ソとの国交が調整されないままに、M.S.A協定にとつて、米国との連繋が進む点に一つの不安がある。中ソとの国交調整は構成的に進むべきではないか、政府の構成はどうか」との質問に対し、「趣旨は同感であるが、中ソとの問題は、日本だけの問題ではなく、世界の問題でもある。この問題が解決すれば、現在の国際緊張は殆んど解決されるであろう。日本はこれによつて直接利益を受けたのであるが、問題の解決には時が必要である。解決方法としては、日本だけの力でなく、集団的結合による国際的解決とか、中ソに対する第三国からの中立言なども考えられるが、問題は国際的空気が緩和すること、どういふ方法で接觸し、交渉するかといふ点にあつて、今のことろ具体的方策は持つてない」との答弁がありました。

又、「農産物貿付総額は幾らにならのか。買付価格と国内での完達価格の開きから生ずる利得金はどう使つのか。来年度もM.S.A法による農産物の買付をするつもりか。贈与分の千十ドルに相当する円貨はどう使つのか。との質問に対しても、「現在米の市場価格は平均トン当たり七十六、七ドルで

「おまえは、おまえの力で生きる。」

るから、買付総額は予定の五千万ドル一ぱいにはならない。大体小麦六万トンに相当する金額が残ることになると思うが、この残額は小麦などの買付に用いることになるであろう。買付と売渡価格との差額は、すでにこれを予定して、食糧の輸入補給金の予算中に織込んである。来年度の小麦輸入量の見通しは、作柄にもよることであるが、人口の自然増と粉糸の増加等のために、国内の小麦の需要増加が予想されるので、平年度の平均輸入量百五十万トンを上廻り、大体昨年程度の輸入が必要となると思う。従つて来年度もM.S.A法による買付は望ましく、これについては新たに先方と交渉するわけである。贈与分三十六億円は、開発銀行を通じての融資に用いて、今回は防衛産業のために使用することにきまつっているが、今後農産物の買付の際、贈与分が与えられる場合では、一般産業にも用い得るよう努力するつもりである」との答弁がありました。その他の詳細は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

たる相互安全保障法は、米国との利益を目的とするものである。即ち MSA 協定は、米国が日本をして中ソ両国を牽制せしめんとするものであつて、これは戦争への道である。米国が極東において目指すのは、共産勢力を抑えるだけなく、蔣政権を再び中国本土に返さんとするものである。我々は現在の米国の政策に反対し、眞の意味の親米政策を樹立せんことを希望するものである。第三に、この協定は、平和と安全保障に対し個別的及び集団的安全保障を無条件に信奉し、新たな要素である原爆、水爆等の兵器の発展に何らの考慮を払つていない。米国の要請のみによつてなされた自衛力の増強は、何ら我が国の安全保障にはならない。第四に、この協定は憲法に違反し、且つ新たなる軍事義務を負つてゐる。それは協定第八条によつても明らかである。又政府は MSA 協定に照応して防衛関係二法案を提出した。それによれば、直接間接侵略に対する防衛任務を規定しているが、これは交戦権を想定しており、現行憲法に違反することは明白である。又協定第九条第二項の規定も何ら違憲性を阻却するものではない。第五に、援助とは名のみであつて、負担の多く、又、援助の受諾は我が国経済の自立を危くし、国民生活を根底より破壊する。これを要するに、米国の原爆、水爆の独占が破れたる今日、MSA を受けて、対立する米ソ両陣営の一方につくことは、何ら我が国のこととは、未調印国との国交を調整し、経済の自立体制を確立し、国民生活の安全である。今、我が國のなすべきことは、未調印国との国交を調整し、

安定を計ることである」と述べられ、
次に、鹿島委員は、自由党を代表し、「MSA協定が万一成立しなかつた場合には、「我が國が政治経済上甚大な損害を受ける」旨を指摘して本件に賛成の意を表せられました。

次いで曾祢委員は、日本社会党は、国連による国際平和と安全の確保に期待し、地域的集團保障制度の必要を認めます。そして我が国の自衛力は、その基礎である經濟、社会秩序の確立が根本であると確信する。併し不平等な日米安保条約は根本的に改訂すべきであり、自衛力については、警察予備隊程度のものにとどめるべきことを主張し、「憲法を空文化し、国民生活を圧迫する再軍備には断固反対するものである。以上の観点よりMSA開保諸協定には反対である。」一、国防衛の基本方針は、自主独立の立場において国民の理解と納得の下に策定すべきものであるにかかわらず、政府は如何なる的な計画を持たずして、米国との要請に応じ、憲法空文化の方法によって防衛力の飛躍的増強と本格的再軍備を実行せらるとしておる。我々は再軍備に反対する。当然の帰結として、これと裏腹の関係にあるMSA協定に反対するものである。二、政府は長期防衛計画を明らかにすると共に、この協定により再軍備に財政の長期見通しを的確に把握することなくして、この協定により再軍備に乘出さんとしているのは賛成できない。三、安保条約は、二国間の片務的な安全保障協定であるが、今度の協定によれば、

定は、二国間の共同防衛協定であり、安保条約による軍事的義務以外は含まない。かかる安保条約から本協定への推移は極めて重大な国策の変化を示しておる。又この協定から、太平洋同様条約、東南アジア条約機構等に発展するのではないかとの疑点に対し、政府が明確な説明を与えていないことも遺憾である。四、アメリカとの共同防衛、自由世界の防衛能力に対する寄与並びに日本の防衛力増強等の義務を規定する本協定は、憲法第九条に違反する疑が濃厚であるが、この点に関する政府の答弁は甚だあいまいである。

五、次に本協定自体は双務的安全保障条約であるから、理論上海外派兵の道が開かれていることは否定できない。然るに政府がこれを明確に禁止する措置を講じていないことは容認し得ない。六、顧問団の任務は日本の自生主立を侵害する虞れがあると認められるが、政府の答弁は納得することができない。七、経済援助については、仮に政府の言うごとく若干の経済援助となつていても、他面再軍備に要する厖大な経費を考えると、財政経済上の負担は差引き極めて重いものとなる。八、最後に、対共産圏貿易の制限を、あらためて条約上の義務として認めたことは、我が國経済自立のための外交の本義にもとるものと思う。

以上の理由によつて反対の意向を表明する」と述べられました。

協定の諸般の義務は憲法違反にはならないものであるから、本件に賛成である。ただ、M.S.A.協定による防衛力漸増は現憲法で許される限界点であると思う」等の意見を述べられました。次に、高良委員は、緑風会数名の意見と婦人層並びに青少年の願望を代表して、「アジアの危機と、アメリカの経済的破局を避けるため、人道的立場に立つて、本協定に反対する義務を有するものと信ずる。国連憲章第二条において全世界が希求するごとく、平和と安全と正義は平和手段によるべきであつて、武力行使は厳に慎むべきものである。然るに、この協定は、自衛の名の下に日本再武装を義務付けるものである。戦力行使を放棄した日本国民が、軍隊であり戦力である陸海空軍を持つことは憲法違反である。真に祖国自衛のためだけの防衛力は、國力に応じた警察予備隊を以て足りりとする。この協定は多數国軍團の域外買付の名によつて戦略兵器の国際的基地化を図るものである。原、水爆戦の脅威を目前にして、人類を滅ぼすために、国連憲章と日本憲法の眞精神性に立帰らねばならない。そして日本は、M.S.A.援助を受けないで、平和に貢献する強い決意を持つこととなることが、アメリカに対して眞の友情であり、又アジア諸国並びに共産陣営へ貢献し得るゆえんであると信じる。日本の自衛隊が米国にとつて集団安全保障の大きな力となるであろうとの過大な期待を持たせることは、日本で、本件に反対する」と述べられました。

最後に、鶴見委員は、改進党を代表し、「この協定には多くの不安と不満があるが、戦後、自由を回復した日本が、本協定によつて自由諸国と協力をして、世界国家への考を持つて国際連合の方向へ進まんとし、又建設的な道を歩まんとしているものであるから、これに賛成である。ただ、この際政府に対し、本協定の実施に当つては、日本の自主独立性を貫くよう遺憾なきを期するよう警告し、注意を促したい」との旨を述べられました。

これを以て討論を終結し、四件を一括して採決を行いましたところ、これら四件は承認すべきものと多数を以て決定いたしました。

右、御報告いたします。(拍手)

○議長(河井彌八君) これにて、暫時休憩いたします。

午後一時四十六分休憩

午後四時十四分開議

○議長(河井彌八君) 休憩前に引続き、これより会議を開きます。

日程第一より第四までの四件に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。佐多忠蔵君。

〔佐多忠蔵君登壇、拍手〕

○佐多忠蔵君 只今上程されました日米相互防衛援助協定の批准、農産物購入に関する協定、経済的措置に関する協定、投資の保証に関する協定の締結について私は日本社会党を代表して徹底的に反対する意思を表明いたします。(拍手)

反対の理由を申述べます前に、先ず

身が、この極めて重要な日本の運命を決すべき協定を審議する当議場に出席しないことに対しても誠に遺憾の意を表するものであります。(拍手)

この日米相互防衛援助協定に反対する理由の第一は、これらの協定が吉田内閣の誤った国際情勢の見通しと外交方針の下に結ばれ、我が日本國の平和と独立と安全を保障するどころか、むしろ日本國とアメリカへの隸屬を強め、戦争の危機へ追いやるからであります。世界は申すまでもなく米ソをめぐる二大陣営の対立の渦巻の中にあります。これに処して吉田内閣は自由諸国と協力し集団的に安全を保障するという名の下に、この援助協定を通じてアメリカ合衆国と政治的な反共軍事同盟を結んだのであります。これは現在の対立世界では、力による平和、より強力な軍事力によつて他方を圧伏する以外には平和なしとする、アメリカの軍事外交政策に追随するものにはなりません。これが日本をアメリカに隸属せしめ戦争の危機に追いやることは必然であります。この日米相互防衛援助協定は、その前文を初め随所に国際連合憲章の原則を謳つております。ところが国連憲章の原則とは、本来は政治的、社会的体制を異にしながらも、それらの各国が一つの世界を造り、殊に大国の協力の上に世界の平和を築くということであります。その後二大陣営の対立が激化をし、朝鮮動乱に及んで、両陣営のおのゝは軍事力によつて他方を圧伏して平和を招来しようとの戦争に訴えました。併し数年に亘つて死闘を続けたにかかわらず、勝敗の決は得られず、いたずらに多数の尊い人命を失い、国土を荒廃に帰せしめるに過ぎませんでした。ここにおいて世界

の平和は、相対立する陣営においてすら話し合いによる以外にないことが自覚され、世界は大ききその方向へ転換をいたしました。(拍手) 平和を愛好する諸国民が、殊に世界の勤労大衆が、この平和の方に向へ大きな圧力をかけたことは言うまでもありません。去る二十一日からジユネオーヴで開かれてるアンドンシナ民族の独立と自由とを確保することを目的として、米・英・仏・ソ連・中共の諸大国を初め関係諸国が話合ふ会議であります。殊にアメリカによる原子兵器の独占が失われ、米・ソ両国とも原子弹と水素爆弾を保有する昨今では、軍事力に訴えることは世界の人類とその文化とを殲滅し、これらを地球上から抹殺する以外の何ものでもないことが実証されました。(その通り)と呼ぶ者あり、拍手)ここに及んで世界の輿論は原子弹の禁止、軍備の大幅縮小を要求し、これに押されて国連の軍縮委員会も再び活発に活動せざるを得なくなりつつあります。

本日からセイロン島のコロンボで開かれる東南アジアのインド・パキスタン・セイロン・セイロン・ビルマ・インドネシア五ヵ国首会議では、冷戦の渦の外に南アジアの平和地域を存続をし強化する方策が決定されるはずであります。このような国際情勢に処しては米・両陣営のいづれかにくみして国際緊張をそ現在の急務であります。(拍手)この立派化することではなくして、そのいづれにもくみせず、自主中立の立場を堅持しつつ国際緊張の緩和を図ることこそ現下の急務であります。(拍手)この立

（拍手）吉田内閣のこの態度は、我々日本国民を愚弄し、日本国憲法の尊嚴を冒涜するものであります。（拍手）この増強される自衛隊の内容、殊にその長期計画について、政府は口を緘して語りません。保安庁法第八次案（岡崎さんによく聞きなさい」と呼ぶ者あり）保守三党法案として伝えられるところによりますと、陸上自衛隊は現在六個師団十一万人を三ヵ年後には十個師団、十八万人に、海上は現在艦艇五万五千トン、人員五員一万一千人を五ヵ年後には十五万五千トン、三万五千人に、航空は零から五ヵ年後には航空機一万二千、人員五万人に増強をする計画であります。而もこの陸上自衛隊は機関砲、無反動砲、ロケット・ランチャード、迫撃砲、榴弾砲、加農砲、高射砲、戦車、装甲車、トラクター等によつて重装備をされております。普通科師団でも旧陸軍の四・八倍の火力を持ち、その射程や発射速度を勘案すれば六倍から八倍にもなります。機甲師団のごときは旧師団の実に十三倍から十六倍の火力を持ち、これに戦車の威力を加えると十五倍から二十倍に達すると言われておりります。海上自衛隊は七千トンの軍艦、二千トンを超える駆逐艦、千六百トンの潜水艦を備え、航空自衛隊はジエット機すら持つております。これらの陸上、海上、航空の自衛隊が陸海空軍ではなく戦力でないとい得る者は厚顎無恥な吉田内閣以外にはありません。

For more information about the study, please contact Dr. Michael J. Hwang at (319) 356-4000 or email at mhwang@uiowa.edu.

かならないからであります。更にこれに関連して自衛隊が海外に派遣される危険を含むからであります。すでに述べたように、我が国は、この援助協定によつて防衛力の増強、即ち再軍備の義務を負うこととなりました。従つて日本が再軍備するかどうかは、日本自身が独自にきめるのでなくて、この援助協定による条約上の義務をきめられ、即ちアメリカによつてきめられることがあります。而もアメリカの援助は、日本の防衛力の増強と相関関係に置かれますので、防衛力増強の必要量の判定の鍵がアメリカに握られることがあります。つまりアメリカの意図によつて日本の再軍備の形態と内容が決定されるのであります。而もその装備は殆んど全部アメリカから供給をされるので、自衛隊はアメリカのお仕任せによる軍隊に過ぎません。装備をアメリカが供給し、いわゆる人的資源を日本が提供する軍隊が自衛隊であります。而もこの援助協定によつて六百五十人という多数のアメリカ軍事顧問團が設けられ、日本に供与される武器を管理し、援助の進捗状況を観察し、これを通じて自衛隊を監督指導し、訓練することとなるのであります。アメリカの日本人部隊といふさんはここにあります。政府は我が国が独立した以上、その国土を守るために自衛力が必要なことを強調をいたします。併しアメリカの装備による、アメリカに監督、指導、訓練される軍隊が何で独立国家の軍隊と言えましょ。 (拍手) 一般には、自衛隊を増強することはアメリカ駐留軍の撤退を促すためだと言われます。併し援助協定の第九条第一項では、この協定は日米安保条約を改变す

るものではないと規定をしておりません。とすれば、自衛隊の増強は、アメリカ駐留軍の撤退を約するものではありません。アメリカ軍は依然として日本にとどまるものになります。よし陸上自衛隊がアメリカの地上部隊に代るとしても、海軍や空軍の基本的部分については、何ら撤退の意図はありません。この点から見る限り、日本の自衛隊は、アメリカ軍の補助部隊に過ぎないと言えるであります。この協定の調印に際して、岡崎外務大臣もアリソン大使も、海外派兵の義務も事実もないことを強調をいたしました。然るにこの協定の国会審議が進むにつれまして、政府は、自衛権の行使としては海外出動もあり得ることを認め始めたのであります。今や政府は臆面もなく、自衛権の名の下に、武力行使は勿論、戦争も、海外派兵もこれと認めるようになつたのであります。

（その通りと呼ぶ者あり）これは戦争の危険どころか、海外への戦争行動を許すことであり、我々の断固反対せざるを得ないところであります。（拍手）のみならずこの協定の締結に当つて、政府は改めて国連憲章第五十一条にいき、集団的自衛権を強調いたしております。この集団的自衛権とは、名は自衛権であります、実質的には相互援護の権利、即ち、たとえ自國が攻撃されなくとも、連帯関係にある他の国が攻撃された場合は、自國が攻撃されたとみなして、他国を援助する権利であります。この協定は日本の自衛のためだけでなく、他国への援助のために海外に出動する可能性を含んでおりました。すでに日韓和条約が調印されました。サンフランシスコ会議における演

説で、トルーマン大統領はこの明言いたしました。即ち、太平洋における平和を維持するための適当な保険取極にできるだけ早く日本自身を保護するためにも、の諸国を保護するためにも必的取極を発展させることは、創立することのある日本の防衛軍が本における他の諸国の防衛軍と連合するのことを意味すると述べてます。インド・シナにおける統一行動共・共同警備、太平洋防衛同盟等に提倡されております。昨今、我これに組入れられ、海外派兵の実現化する危険なしとは申さなつたのであります。この点我々が生命を賭しても反対をせ得ない点であります。(拍手)

反対の第四の理由は、この援助によつて中共やソ連との貿易が著限され、両国との国交調整の途に鎮されるからであります。この附屬書Dによつて、日本はアメリカ等に追随して、中国やソ連の貿易を統制すべき義務を負わされあります。アジアに位し、隣国中國を控えておる我が國が、中東の平和促進の基礎である東西圏の平和促進の基礎であるスの首相チャーチルからイギリ会において、東西貿易の拡大こそ余りにも明白であります。今ロッカバでも東西貿易の拡大が極要な問題となつて参りました。

貿易なしには経済自立のできなは余りにも明白であります。今いたしたのであります。ヨーロッパでは、イギリスは勿論、フランス、ドイツも、イタリーも、デン

ないからであります。更にこの援助協定の結果、むしろ経済の不安定が激化します。政府は昨年の五、六月頃この援助協定を問題にし始めたときは、援助は軍事援助に限られず、経済援助も望み得ると宣伝をいたしました。事実この協定の交渉に際しても、たび々経済援助を要請したのであります。然るにアメリカの本年度予算では勿論、来年度予算でもそれを得る見込は全くありません。尤も、アメリカの余剰農産物五千万ドル分を日円で買入れ、その二〇%即ち一千万ドル分が贈与され、何がしかの経済的プラスはあるであります。併し、日本での域外買付に充てる百四十四億円は勿論、日本に贈与される三十六億円すら、これをM.S.A.に言う経済援助と觀念すべきでないことをアメリカ側に厳しく申渡されておりまします。これらの協定に興味して日本側が使いたがつた経済援助なる文句は、すべてアメリカ側に厳しく削除されたのであります。のみならず、この援助協定のために軍備が拡張され、財政負担は逐年急激に増加し、社会保障費や教育文化費が削られ、軍需産業は平和産業を圧迫するに至ります。軍事費を削除して国民生活を守り、平和産業によつて我が国の自立経済を建設せんとする我々が、この援助協定に反対するゆえんがここにあります。

第三 諸法規によつて再軍備の精神を
権力的補強をするために、たゞく、理
不尽な総選挙を行い、多數派工作をや
つて参つたのでござります。それがた
めに吉田内閣は多額の資金がこのため
必要となり、ために神聖なるべき議会
の審議権を独占資本家に売り、国民党か
ら絞り取つた膏血を独占資本家に与
え、その一部をかすめ取つたのであり
ます。（拍手）それが今度の汚職にはか
なりません。而もその責任の追及が与
党的中枢部に及ぶや、内閣の権力を以
て検察権を圧迫し、汚職の責めを強引
に押し潰そらとしております。汚職の
政治的責任を弁へぬ吉田内閣は、骨の
髄まで腐り切つております。（拍手）こ
の点は極めて穩健な線風会をすら憤慨
をさせ、温厚な廣瀬議員まで口を極め
て問責をした通りであります。国民は
この吉田内閣に一片の信頼をすら寄せ
ず、挙げてその退陣を迫つておりま
す。かかる汚れに満ちた吉田内閣、國
民に全く見放された吉田内閣、この吉
田内閣の手によつて結ばれた協定に對
しては、我々は何としても反対をせざ
るを得ないのであります。（拍手）
要するに、この日米相互防衛援助協
定は、光輝ある日本の平和憲法に違反
して、非武装日本を再軍備し、それを
通じてアメリカへの隸属を強め、日本
に安全と平和を保障するどころか、逆
に日本を戦争の危機に追い込むもので
あります。かるが故に、我々はこれら
の協定に断固反対をするものであります
。（拍手）

○廢帝之助君
稱曰自由黨
慈代表

本國とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定について承認を求める件外三件に対し賛成の意を表するものであります。

又協定の実施が日米両国それべくの憲法の条章に従つて行われる旨を明確にして、解釈上疑義の余地ならしめている点など、政府の苦心の跡が窺われる所以であります。私は交渉に当つて政府がとつた慎重な態度と、でき上つた協定に見られる周到な用意に対し、先ず以て深甚なる敬意を表するものであります。(拍手)ここに上程せられましたM.S.A.協定及びこれに関連する二つの法律に対する御質問には、私は全面的に答へ

トリア、イタリアの三国同盟によつて、欧洲への野心を一時放棄することを余儀なくされたのである。アーヴィングによれば、この結果、アーヴィングは、満州及び朝鮮への侵略を試み、明治三十七年（1904年）に日露戦争が起つたことは、著者もとく御存知のことと存じます。今やソ連はNATOの強化によつて欧洲の侵略が困難となれば、アジアにその鋒先を転換することは必至の情勢であります。朝鮮に対する攻撃は日本を狙つたものであり、インドシナ戦争は東南アジアの支配を企図しておるものであることは疑ひありません。

す。そうしてこのことは、ジユネー
会議にもかかわらず、仏印における
争、これをめぐつての列国の態度が
証して余りあります。平和を欲
するならば戦いに備えよ、平和を欲
るならば戦いに備えよとはローマの
治家の有名な格言であります。防備
いわゆる必要悪、ネセサリイ・イー
ルの一つで、なくて済むものならば
れに越したことはありませんが、ス
ス、スエーデンのような平和の國も
數の常備兵を整え、世界大戦に際し
うじて中立を維持し得たことは余り
も有名な事実であります。軍備は実
平和のためなのであります。

我らの眞の希望は、再軍備でなく
縮であります。我らの最も念願する
ころは我が國を取巻くアジア共藍諸

が、今分のところ、その満足な成果は期待されておりません。私はこれらの諸情勢及び諸事実からして、国際情勢が緩和したとか、危機は遠のいたとか、或いは近い将来戦争の勃発を予想させるような兆候はないとかの局見判断は現実の事態に目を蔽うるものであり、単に認識不足であるばかりでなく、甚だ危険であると断ぜざるを得ないのです。私は東西に関する限り、危機はますます切迫しつつあります。

アメリカの下院外交委員会のジャヤウード特別調査団の報告書にも、東南アジア及び太平洋各国は現に攻撃を受けておるか、或いは切迫した攻撃の危険にさらされておる、各国いずれも共済當年の破壊的活動の犠牲となつておる、無くて各国いずれも窮屈な資力を割いて各國を整えるほかない実情だ、これなど方策はあり得ない、と報告し、その

○謹長(河井彌八君) 鹿島守之助君
〔鹿島守之助君登壇、拍手〕

のとき政府の思はせぶりに対してもあり、否定的条件と申しましたのは、よもや政府が日本国憲法に定めたる國の性格をゆがめることを約束を結ぶということのあり得ないことを信じておつたからでございます。(拍手)然るに八ヶ月の長日月を経過して去る三月八日調印せられました本協定を見まするとき、国民の期待の面は全く裏切られ、又、我々が越えてならぬと信じてゐる一線はもろくも踏みにじられてしましました。即ち、日本が MSA 協定を締結することによって、政府は憲法が否定しているところの軍備を持つかのことを明確づけ、而も戦力は持たぬ内容を持つところの条約の出現とは相成つたのでございます。この条約の内容全体につきまして一貫して表明されておりまることは、日本の自主独立性の欠如でございます。私ども日本社会党といたしましては、徒らに狭隘な民族意識の過剰を以て自主独立を叫ばんとするものでもなく、むしろ進んで、自由世界、民主陣営の諸国家間に交わつて、これとの協力提携をいたさんとするものでございますが、同時に日本の太平洋に占める地理的環境、歴史的役割等に鑑みまして、我が國が自主独立の外交によつて全世界との友好関係を保つことが日本の外交の本義であるということを信じているものでございます。(拍手)然るに、この MSA 協定の締結は、独立國家としての日本国が防衛的基本方針を定めることが促し、而もその防衛方式がたまたま転換期に直面したアメリカ防衛計

画に意のままに追随することを余儀なくされたのでございます。(拍手)我が日本社会党は、無責任なる無防備、無抵抗論を支持いたそとするの性格をゆがめることを約束を結ぶことのあり得ないことを信じておつたからでございます。(拍手)然るに八ヶ月の長日月を経過して去る三月八日調印せられました本協定を見まするとき、国民の期待の面は全く裏切られ、又、我々が越えてならぬと信じてゐる一線はもろくも踏みにじられてしましました。即ち、日本が MSA 協定を締結することによって、政府は憲法が否定しているところの軍備を持つかのことを明確づけ、而も戦力は持たぬ内容を持つところの条約の出現とは相成つたのでございます。この条約の内容全体につきまして一貫して表明されておりまることは、日本の自主独立性の欠如でございます。私ども日本社会党といたしましては、徒らに狭隘な民族意識の過剰を以て自主独立を叫ばんとするものでもなく、むしろ進んで、自由世界、民主陣営の諸国家間に交わつて、これとの協力提携をいたさんとするものでございますが、同時に日本の太平洋に占める地理的環境、歴史的役割等に鑑みまして、我が國が自主独立の外交によつて全世界との友好関係を保つことが日本の外交の本義であるということを信じているものでございます。(拍手)然るに、この MSA 協定の締結は、独立國家としての日本国が防衛的基本方針を定めることが促し、而もその防衛方式がたまたま転換期に直面したアメリカ防衛計

障の基本的变化を含むのでござります。かかる協定の締結からPATO—太平洋同盟条約、又はSEATO—東南アジア同盟条約に発展するのではないかとの疑問を抱かせるものでございます。
かくして日米共同防衛から出発する軍事的義務が、更に自由世界の第三国にまで拡大される危険を藏するこの協定は、又理論上海外派兵の途さえ開かれているということが、政府の言ふに落ちず語るに落ちる答弁によつて明らかになつたのでござります。即ちMSA協定が定めるところの、日本が保持、行使する自衛権の範囲及びその発動状件は、政府の説明によりますと、国連憲章第五十一条の制限下の自衛権であることが明らかになりましたが、海外派兵の直接義務は生じないといたしましても、協定自体が双務的完全保障条約であることは、理論上海外派兵要求のあつた場合、拒否し得ることが明文化されておらないのでござります。ましてや原子爆弾が降つて來たら、その根源を抑えようという外務大臣がおられ、相手が大陸から長距離砲を撃つて來たら、我が国土は自衛のために、その発砲の根源地を抑えなければならぬと勇み立つ保安庁長官の居並ぶ現内閣の下に、たゞ協定第九条におきまして、「自國の憲法上の規定に従つて実施」云々とござりますけれども、協定そのものがすでに憲法を無視し、これを空文化しているこの現実の前に、今更憲法を引合いに出すという政府の意図は、まるで呪文を唱える迷信宗教に類似するものを見るので

ることもできません。国民の不安騒はどこでござります。政府は、このM.S.A協定が軍事援助を中軸として、経済援助の引出しに失敗したことと糊塗せんとして、五千万ドルの農産物の購入に関する協定と經濟的措置に関する協定を結んで、購入農産物見返円貨の日本における域外貿易付及び購入総額の二〇%を贈与とすることをきめました。これらの經濟的措置が、乏しき日本に多少なりとも潤いになることができますれば、歓迎すべきでございましようが、その資金は並げて防衛産業の肥料となるにどどあります。

○護長(河井彌八君) 梶原茂嘉君答へ
梶原茂嘉君 私は緑風会を代表いたしまして、只今議題となつておりまする日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定その他三件の承認につき賛意を表するものであります。
今、簡明にその理由を申述べたいと思います。独立の国家がその防衛上固有の自衛権を有しておりますことは、極めて明白なるところであります。我が国はその独立と主權をサン・フランシスコにおける平和条約によつて確認せられ、同時に又我が国が国連憲章の新たなる理念に基く個別的又は集団的の自衛の固有の権利を有することも認められたのであります。冷戦による緊迫した世界情勢の下において、何らの武力なくして、独立した我が国として、直接間接の侵略に対しても確立と平和の維持を図ることとなつたのであります。このことは、単に国内の問題ではなく、好むと好まないといふにかかわらず、嚴然たる國際上の事実であつて、今これに眼を覆い、この相手を無視して他を語ることはでき得ないといふのであります。而して日米安全保障条約に基きまするアメリカの防衛措置の根柢の一つは、我が國の固有の自衛権の行使という点に存在するのであります。まして、このことは看過してはならぬいところと思うのであります。

従第のす。法の定本た得り義待大術とは理りにがめ形いに与のまも、即も身衛上

風雨となつたが、依然として晴天である。いふにひとしく、我が国民を愚弄したものではなかつたでしようか。当時朝鮮に戦争が勃発してまさに一年に及ぼうとし、マッカーサーはこの戦争の拡大の必要を主張計画し、イギリスなどの強い反対にあつて退けられたのである。その後、東京都知事選挙の際、私は衆衆に向つて、マッカーサーの罷免はアメリカの極東政策の破綻を示すものであり、従つて早ければ一ヶ月、遅くとも三ヶ月の間に朝鮮戦争は平和の回復の方向に導かれるであろうという国際情勢を告げたのであります。果してその二ヶ月の後に、国際連合におけるソ同盟マリク代表の朝鮮停戦提案が、国際的世論の支持を受け実現に移されたのであります。

諸君、現在の国際情勢は、どう動こうとしているのでありますようか。

二、三ヵ月先の見通しななく、政府や政治家が我が国家と国民との運命について責任を負うことは許さるべきではあります。与党幹事長が法律の蔭に隠れて逮捕を逃れているような明日をも知れない政府、全身汚職に悩んでいるような政府が、或いは選舉の責任を預けた者が一年も行方をくらましていくような外務大臣、否朝鮮又フリーリンドと次々と恥すべき失敗を重ねているような外相によつて、国際情勢について明確なる見通しを持つて、国内の大なる過ちを犯していないと誰が信ずることができましょうか。

本協定に反対せねばならない第二の理由は、本協定が、取りも直さず我が国民を完全にアメリカの水爆戦略の犠牲にしようととしているからであります。

日のそれではあります。ビキニ水爆実験の後に結ばれようとしている本協定の真に恐るべき意義に気が付かないのは、我が政府の悲劇にどまりません。なん。一昨昨日、読売新聞の経済欄「今週の展望」は、MSA援助は原子病に対してアメリカから送られて来たシャボテンの葉っぱのようなものだと言つてゐるが、(拍手)問題は更に深刻であります。MSAによる経済援助ということは、我が政府のはかなき昨日の夢であつた。去る三月三十一日衆議院本会議において改進党を代表して、並木謙二郎が軍事協定としての本協定に賛成されましたが、今日、本協定が軍事協定として有する意義は、もはや昨日のそれではないのではないか。我が国が軍事協定の自衛のための軍事協定といふ概念が、まだ我が政府や国会の一部に残つてゐるようだが、現実には、これはすでに最近のアメリカのいわゆるニューヨルツク軍事政策の恐るべき急転換に結び付けられた軍事協定なのであります。アメリカは何故に日本及び世界の動き上る恐怖の叫びを意とせず、ビキニ環礁、マーシャル群島に水爆実験を続けているのでありますようか。アメリカは何故にフランスの意思に反し、ヴエトナムにおける戦争の继续拡大を図り、ジマー教授をその責任ある地位から退けたのでありますようか。アメリカは自身が介入することにイギリスの同意を強制し、チャーチル首相をして異例の日曜開議をも開かしむるにさえ至つたのでありますようか。

専門家の判断するごとく、原爆戦略によるアメリカのソ連に対する優位は、本年を境として失われようとしているのです。それなればこそ、アメリカは現在原爆戦略を焦つてしるのであります。アメリカが原爆水爆を、もはや防衛的又は報復的に最後の手段としてではなく、機先を制する攻撃の手段として使用しようとしている最近の動きこそが、世界においてアメリカがソ連又中華人民共和国などを包囲しようとしている軍事基地を国内に有する国々へ即ち我が日本やイギリスなどに新たな無限の恐怖を与えているのです。

この三月三十日、イギリス議会において、チャーチル首相は労働党議員の質疑に答えて何と言っているか。「水爆に関するイギリスがアメリカと協議することを提案することは無駄である。何となればアメリカ大統領はマクアーハン法によつて、これらにつき何事もイギリス首相に告げることも禁ぜられることを提案することは無駄である。」

首相が自慢がないのに、日本の吉田首相や岡崎外相は自信があるとすれば、それは責任の自覚があるかないかの違いであります。(拍手) 先日のイギリス議会においてチャーチルが水爆の危険に触れたとき、彼の声はかすれ、眼に涙さえ浮べていたといいます。アメリカがヨーロッパにおいて万一非常の事態を断定して、水爆攻撃を開始すべきアメリカの主要軍事基地がイギリスのノルfolkにあることを知つてゐる。イギリス議会は戦慄しているのであります。日本の政府は、日本にそのような基地がどこに置かれているかさえ知

らされていないのではありませんか。而もザエトナム戦争が繼續拡大され、アメリカがこれに介入すれば、アメリカが日本を基地として中華人民共和国に対する原爆水爆攻撃を行ふ危険が増大します。先にビキニ水爆実験に協力を表明した我が国政府の外相は、そのとき良心の痛みを感じることなく、日本をしてアメリカの水爆攻撃に協力せしめようとするのであります。諸君、現在の段階において日本がMSAを受諾することは、これまでで諸君が想像せしめられて來たところとは全く異なる、かかる全く新らしい恐るべき問題を含んでいるのであります。現に原爆水爆禁止を全会一致決議した我が国会は、今その貫徹をこそ全力を挙げて先にすべきであつて、日本をアメリカの水爆基地とすることを否む本協定に承認を与えることを断じて先にすべきではありません。

本協定に反対せねばならない第三の理由は、我が国が今MSAを受諾しないことが、現在最後の段階に入る虞れある世界破滅の國際緊張の緩和に貢献し、従つて我が國家と国民とに眞實の安全と幸福とを保障するからでありあります。この方向のために、今ジユネーヴ極東和平會議においてザエトナム戦争の平和的解決を望んで、フランス、イギリス、又インドが努力しているのです。先に於けるよりも、原爆水爆禁止の要求はありませんか。数日前、インドのネール首相が日本に対して切望されたことが、まさにこの日本が本協定などを

の貫徹を先にすべきことではなかつたのか。
アメリカが原爆戦略において最後の手段を強行するか、それとも、それをもとした原爆戦略による世界の破滅を防ぐとしておるソ同盟、イギリスなどの極東平和会議において我が在本特務員などが電報を以て報道していくあります。そして、すでに現在ジュネーヴ政策は日一日と孤立しつつあるのであります。イギリスの世論が、三年前、当時の一般的国際的条件と共にマッカーサーの朝鮮戦争拡大の計画をしりぞけることができたように、現在、更に進んだ一般的国際的条件の下において、ダレス、否、アメリカ政府のベトナム戦争拡大の暴挙をしりぞけることができるであろうことを、世界が期待しているのであります。そしてアメリカ自身の内部においても、この二月二十八日のニューヨークタイムズ紙によると、先の国务長官ディキン・アチエソンが、アメリカの水爆戦略の成功し得ない理由を述べているのであります。然ちば即ち、早ければこの一ヶ月のうちで、遅くも三ヶ月の間に、ベトナムに平和的解决の端緒が開かれ、続いて遂に国际連合における中華人民共和国の承認の端緒が開かれるのであります。こうした事態の必然を知れば知るほど、飽くまでこれを阻止しておるところの動きに、現在、日本が結び付けられようとしているのであります。これが果して再び歴史の動きに逆行し、再び我が国民を害しがたき悲劇

10. The following table shows the number of hours worked by each employee in a company.

みに陥れようとするものでないでありましょよ。現下の國際情勢を正しく見通すことができる者は、現在、日本がMSAを断じて受諾すべきでないことを、おのずから明らかにするでありましょよ。

諸君、諸君が我が國土をアメリカの水爆墓地として、これを文字通り永久の焦土と化し、我が全國民に滅亡の恐るべき災禍を蒙むらしめようとするのないならば、我が国会は本協定に承認を与すべきではありません。(拍手)

(号) 4

官

和この二つの目的の實現に着目し努力を重ねて、實業家等の間に、政府がこの協定の目的と、これを自立的に達成せんとした努力のことを眺めて、幾多の不安を感じ、又多大の不満を抱くものであります。併しながら私はあえてこの四個の協定に賛成の意を表します。理由は四つの条項に基くのであります。

その第一は、私は、我々が九年前に済んだ大戦争の起りました原因を考えてみると、明治の初年以来、我々のが個人の自由を尊重し、民主主義の發展によつて人間の幸福を達成せんとしておつた国々との協力によつて、我々の先輩は輝やける明治大正の時代を作つた。不幸にして昭和の半ばに至りました。我々は、この個人を幸福にするところの考え方から離れて、全体主義を中心とするドイツ、イタリアと同盟を

○謡歌(後井第三章) 鶴見祐輔君
〔鶴見祐輔君登壇、拍手〕

○鶴見祐輔君 私は改進党を代表いたしましたして、只今議題となつております

る四つの協定に賛成の意見を述べるも

ムはこの四隅の窓戸の装飾、窓の

和議の四條の協定の審議に携わ
て、質疑応答の間に、政府がこの協定

の間ににおいてなさんと欲したるところの用約式、二三の類を内に審定せし。

の目的と、これを自立的に達成せんとしたる努力のあとを眺めて、幾多の不

安を感じ、又多大の不満を抱くものであ
りま。牛一郎はつづいて云

個の協定に賛成の意を表します。理由

は四つの条項に基くのであります。

その第一は 私は 我々が九年前に
済んだ大戦争の起りました原因を考え

てみると、明治の初年以来、我々が、

個人の自由を尊重し、民主主義の發展によつて人間の幸福を達成せんとして

おつた國々との協力によつて、我々の
元體は算ひ乍ら用意一二三の手筋をもつ

先輩は輝やける明治大正の時代を作つた。不幸にして昭和の半ばに至りまし

て、我々は、この個人を幸福にすると
いう考え方、唯二三、三三三

この考え方から離れて、全体主義を中心とするドイツ、イタリアと同盟をい

たして、日本の社会的及び個人的の哲學が根本的に變つて、遂に我々も、當時議會におりながら、微力にしてこれを遮ることができなくして、民族がかかるべきとき修羅たる苦境に陥つたことを振り返りますときに、私自身の微力を顧みて慚愧の情に堪えない。故に、再びかようなことをいたさないために、私は終戰以後において、日本がもう一度全体主義國家群と手を切つて、個人の尊厳を基調とするところの民主主義の道に歩まんとする、その方向を正しいと考えておる一人であります。故に、本協定自身には幾多の不満を感じまするが故に、私はこの協定の根本精神に賛成するという意味において、本協定に賛成をいたすものであります。

の満足を感じるものでありまして、その意味において、アメリカが今日、日本の自立に対するところの協力をいたしておるということの一つの現われとして、本協定に賛成をいたしたものであ

お運々として進まさる跡あることは、誠に遺憾とするものであります。我が國は日本が国運より更に進んだ世界協力の道へ勇敢に進み出さんことを切望いたすものであります。

他人の援助によつて國を興すといふよ
うな精神に習慣付けられないようにな
る。十分な注意をして頂きたいと思うのであ
ります。

の満足を感じるものでありますて、その意味において、アメリカが今日、日本の自立に対するとところの協力をいたしておるということの一つの現われとして、本協定に賛成をいたすものであります。

第三に、私は本協定自身においては幾多の不満足と欠点を感じるものであります。が、この協定を通して私は将来において一道の光を眺めておるのであります。即ちそれは、この日本の将来の国際政策の基調を国連との協力に置くこうじう精神であります。即ち私は、今日、今、原子爆弾と水素爆弾のでき上りましたる時代において、国際戦争は何ものでも解決をしない時代錯誤であると考えるのであります。けれども、併しながら、我々が今日のことく、十八世纪以来の民族国家主義の考えに固執して、主権の至上にして不可分なる考え方を依然として持つておる間は、到底、民族と国家との間の戦争を防ぐことはできない。故に、この国家の主権を次第に社会的世界的な機構に委譲することによつて、最後には人間の望みであるところの世界国家への道に歩み行くこと以外には、戦争を根本的に防止する方法はないと思うのであります。が、今日の国際連盟は、或いは国際連合は、不満足なものであります。併しながらそこに具体的な人類の歩みがあると考えますので、私はこの一連の日本の最近の国策が、国際連合への道と将来の世界民族の協同体制への道に歩み行くものとして、本協定に賛成するものでありますけれども、併しながら日本が、今日は平和条約発効後満二カ年を経過したるにかかるわらず、依然として国連加入の方途においてな

お運々として進まさる所あることは、誠に遺憾とするものであります。私は日本が国連より更に進んだ世界協力の道へ勇敢に進み出さんことを切望いたすものであります。

第四に、私は今日の四つの協定について幾多の不満と欠点を認めます。れども、これが只今の日本いたしましては、我々が受取らなければならぬ次善の策であつて、建設的な具体的な策として、不満足ながらこれを認めなければならんと思うのであります。併しながら同時に私は幸いにして、この協定は一年の期限を以て成立するものであります。から、将来これを更新し、これを改正して、新らしきよりと書き条約を結ぶ条件を持つておることとなります。それは第一に、私は日本が今まで二千年の間相当に苦しい險しい道を歩んで来た。併しながらたゞ一度も日本は、外國の物質的な援助によるこの道を歩みなかつた。今日の日本は貧しい。この日本の独立の確保を外國の援助によるこの僅かばかりの M.S.A.、その他の物質的の援助によつて、日本民族が自分たちの國の独立の確保を外國の援助によつて、その一つの過程として今日ある日本の安全部体制を作る道に進むべきであつて、その実施に當つて日本の自主独立の精神をこわさないよう、我々が永久に

他の援助によつて國を興すといふよ
うな精神に習慣付けられないようにな
る分な注意をして頂きたいと思うのであ
ります。

第二に、私が政府に向つて警告をい
たしたいと思うことは、成るほど本協
定は、名前におきましては相互防衛協
助協定であります。併しながら戦前の
日本でありますれば、実に強大なる國
であつたから、他國との條約において
も協定においても、平等な対等な資格
で結ぶことはできましたけれども、今
日の貧しくして弱き日本が、世界第一
の強国と結ぶところのこの協定におい
て、我々は決して、文字において平等で
ありますても、事実においては平等であ
り得ない故に、この条文が擴張解釋を
いたされて、今日政府が声明しておる
ような意味においてこれが実施せられ
ないで、将来或いは日本がこれがため
に意外なる危険な道に陥らないといふ
ことは保証しがたきものがあると思う
のであります。現に本協定、日米間の相
互防衛援助協定の第八条において、ア
メリカ側の正文とする英語の協定文
と、日本側の正文とする日本文の協定文
において、非常に大きな違いがあ
る。アメリカ側の英文の正文によりま
すと、日本の經濟その他の条件の許す
ところは、将来日本が他の自由国家群
のために寄与するというフルという字が一つ
入つておる。従してアメリカの期待する
ども、英文においてはその寄与すると
いう前に、全力を挙げて或いは全面的
に寄与するというフルという字が一つ
範囲において、日本は人力、資源、そ
の他を寄与すると書いてありますけれ
ども、英文においてはその寄与すると
ころは、将来日本が他の自由国家群
のために寄与する場合において全力を
傾けて寄与することを期待するであり
ましよう。日本国民に向つては……。

内村 清次君 秋山 長造君
阿真根 登君 三朝君
大倉 精一君 河合 義一君
岡 三郎君 亀田 得治君
小松 正雄君 永井純一郎君
近藤 信一君 竹中 勝男君
清澤 俊英君 成瀬 喬治君
江田 小酒井義男君
堂森 佐多 忠隆君
安部 千葉君 重盛 寿治君
藤田 三郎君 小林 孝平君
高田 田中 岩田 勝男君
栗山 藤原 重盛君
良夫君 吉田 戸叶 宗司君
道子君 吉田 法晴君
孝夫君 松本 治郎君
天田 勝正君 松木 武君
中田 千葉君 小笠原 三三郎君
吉雄君 羽生 三七君
曾林 荒木 正三郎君
益君 松木 三木
東 隆君 須藤 治朗君
松浦 清一君 鈴木 一君
加藤シヅエ君 上條 愛一君
相馬 助治君 千田 正君
棚橋 小虎君 木村 喜八郎君
長谷部 ひろ君 村尾 重雄君
羽仁 五郎君

○議長(河井彌八君) 日程第五、昭和二十九年度特別会計予算補正(特第1号)を議題といたします。

先づ委員長の報告を求めます。予算委員長青木一男君。

[審査報告書は都合により附録に掲載]

昭和二十九年度特別会計予算補正(特第1号)
右は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年四月十五日

衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八殿

○青木一男君登壇、拍手)
昭和二十九年度特別会計予算補正(特第1号)の予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申上げます。

本補正予算是、いわゆるM.S.A協定の締結に伴いまして、米国政府から我が国に贈与される円資金を一般会計と区分して経理をするため、経済援助資金特別会計を創設することとし、その初年度の予算に該当するのであります。即ち米国余剰農産物の購入に伴い、日本政府によつて日銀内の米国特別会計勘定に積立てられる円資金に關し、米国政府がその二〇%を日本の工業の助成その他の日本の経済力の増強に資するため、日本政府に贈与することを定めた経済的措置に関する日米間の協定に基きまして、米国政府から贈与される當該円資金を以て経済援助資金特別会計を設置することといたしておる次第であります。

而して本特別会計は、只今申上げました資金の受入及びその運用又は使用のための支出金等をその歳入歳出として経理するものであります。二十九年度におきましては、五千万ドルの農産物購入が予定されておりますので、その二〇%に当る一千万ドルに等しい

円価格、即ち三十六億円の贈与を予定いたしております。従つて歳入は米国政府からの贈与による受入金三十六億円及び該資金の運用による収益金約三千三百円、合計三十六億三千三百万円となりております。同額を我が國工業力の強化に資するよう投融資することが歳出の内容となつております。

以上が本補正予算の概要であります

が、本案は四月十五日衆議院から送付されましたので、本委員会は四月二十日、小笠原大蔵大臣から提案理由の説明を聞き、二十二日から三日間に亘つて吉田内閣総理大臣並びに関係閣僚に對して質疑を行いました。以下これら

についてであります、「我が国の

M.S.A援助は、いわゆる経済援助を含

まないにもかかわらず、政府はこの資

本補正予算を急ぐ定めます。この点に關連

のを差引いた分が大体三十六億円に見

合うような計画を練つてゐる」という旨の答弁がありました。この点に關連

して「歳出の用途が具体的に決定して

おらないよろなものは、予算書とは認

められないのではないか、何故に計画未決

定のままをこのように補正予算を急ぐ

必要があるのか、又政府はこの資金を

商業ベースで融資すると言つて

いるが、ジエット・エンジンの試作等、商

業採算に乗らないものにも使用する計

画があるのでないか」等の質疑があ

りましたが、これに対し政府側から、

多少通常の予算書とは異なる点もあ

るが、見返資金の前例もあり、又経済

的措置に関する協定第二条による國内

措置とし協定批准までに手続を終

え、受入態勢を整える必要がある。又

この資金の投融資については成るべく

商業採算原則としたいたい。ジエット・

エンジンの試作に使用するかどうかに

対象として投融資するもので、広い

意味での経済援助資金である。その具

体的な対象産業の種類や資金計画の枠

等については日米両国間に話合を行

ふることで融資されることにつきましては、「米国

側が融資先として個々の企業を指定す

ることはないが、この融資について特

資することを原則とし、資金計画の枠内での個々の融資は開発銀行をして自らの質疑がありました。これに対しましては、「米国側が個々の会社を指定すれば、開発銀行に対する監督だけ十分と思つ」との答弁がありました。

次に、援助資金の我が國経済に及ぼす影響についてあります。我が國の基本的な政策と矛盾するのではないか、又アメリカの余剰農産物の輸入によつて我が國の農業は圧迫を受けるようになるのではないか、昨年の凶作のあとを受けた今年度はともかく、来年度若し平年作で而も今年度以上の輸入があれば手持過剰となるのは必至であると思うが、三十年度においてどのくらいの輸入を予定しているか」等の質疑に対し、米国側から、「防衛産業の拡充は、確實に商業ベースで融資すると言つてはいるが、ジエット・エンジンの試作等、商業採算に乗らないものにも使用する計画があるのでないか」等の質疑がありましたが、これに対し政府側から、「多少通常の予算書とは異なる点もあるが、見返資金の前例もあり、又経済的措置に関する協定第二条による國内措置とし協定批准までに手続を終え、受入態勢を整える必要がある。又この資金の投融資については成るべく商業採算原則としたいたい。ジエット・エンジンの試作に使用するかどうかに對象として投融資するもので、広い意味での経済援助資金である。その具体的な対象産業の種類や資金計画の枠等については日米両国間に話合を行ふことには、政府としてはまだ一致した結論には到達していない」との答弁がありました。

なお、この資金を開発銀行を通じて融資することにつきましては、「米国側が融資先として個々の企業を指定することは行過ぎであるから、万一にもさることはないが、この融資について特

に監査機関を設ける必要はないか」等

の質疑がありました。これに対しましては、「米国側が個々の会社を指定す

ることは行過ぎであるから、万一にもさ

ることはないが、この融資について特

に監査機関を設ける必要はないか」等

の質疑がありました。これに対しましては、「米国側が個々の会社を指定す

ことは行過ぎであるから、万一にもさ

ることはないが、この融資について特

に監査機関を設ける必要はないか」等

の質疑がありました。これに対しましては、「米国側が個々の会社を指定す

ことは

年度以降の輸入量については、食生活改善、麦食普及に伴う消費量の伸び方如何について慎重な検討を必要とするので、今からその数量を予想することはできない」との答弁がありました。

より賛成の旨それべ述べられまし
た。
かくて討論を終局し、採決の結果、
予算委員会に付託されました昭和二十
九年度特別会計予算補正(特第1号)は
多數を以て原案通り可決すべきものと
決定いたしました。

○議長(河井貞八君) 本案に対し討論の通告がござります。順次発言を許さず。江田三郎君。

○江田三郎君 私は日本社会党を代表いたしまして、只今上程されました予算補正(特第11号)に反対をいたしました。(拍手)

いわゆる羊頭狗肉であります。表看板は経済援助資金特別会計となつておりますが、M.S.A.に経済援助がないといふことは明らかでございまして、日本政府がたび々懇願をいたしましたけれども、この経済援助は、アメリカ政府に拒否をされた、そういう言葉を使

つてはならないとまで言われておることは外交交渉で明らかでござります。従つて今回の協定も、経済措置に関する協定となつておるのであります。経済援助の協定ではございません。この事實に頬被りをして、ひそかに経済援助の看板

(拍手)又予算明細書には、この三十六億円を用いてある政府の意図に、いわば頭を掲げて狗肉を売るところの、國民をあざむくものと断じ得るのであります。

より賛成の旨それぐ述べられまし

ところの工業力強化の内容を質してみますと、防衛産業の強化だというので

本国の予算行使についての白紙委任状をアメリカ政府に渡すことになると糾

更にこの三十六億円には来年度も続く
ものがございます。本年一月アイゼン

あります。ここでも看板に偽りが
行われるのであります。(拍手)
申すまでもなく、防衛産業といふもの
は分野が広いのでございまして、そ
のうちの如何なる部門が強化されるか

弾されても返す言葉はないと思うのであります。(拍手)日本が本当に独立国でありますならば、政府はあらかじめアメリカ側と話し合をして、その結果きまつた内容に基いて国会の承認を求む

ハワード大統領の教書によりますと、アメリカは今後三カ年間に十億ドルの農産物処理を行う、来年度は三億ドル、うち一億ドルを日本に向けるといふのであります。外務大臣の説明によりま

「そういうことによつて、将来の日本の方
向が大きく左右されるのであります。
然るに、甚だ奇怪なことは、この三
十六億円は防衛産業のどんな部門に向

るべきであり、今回の措置は、如何に吉田首相の乱心が云々される折柄と云え、余りにも常軌を逸しており、独立国日本の国会である限り、何人も責

す」というと、この一億ドルが実現されるとすれば、今回の五千万ドルと同様な協定になるであろうということであります。このように本年だけではございませんので、成る程ござります。

けられるかということは、どちら示されておらんのであります。幾ら尋ねても明確にされないのであります。細目が決まらないというのではなく、その太綱がきまらないのであります。即ち複数の資金のかたえをまとめておらんのか、融資なのかなど、

設し貰わざるところと固く信じておるのであります。(拍手) は、吉田汚職内閣に白紙委任状を渡すことは、

に、来年をそのうも見しに更にそのうも、
次も、あとに続くものがあるだけに、
一回慎重を要するのであつて、白紙委
任状のごとき簡率は断じて許されない
と思うものであります。

りません。大蔵大臣は、採算のとれる事業に開発銀行を通じて融資すると言ふわれます。ところが一方通産大臣は、ジエット・エンジンの試作といふような採算のとれない事業に、融資ではななく、投資があるかも知れないと言われるのです。このように

謹長退席、副謹長出席
造船業の二の舞とならんとも保証はできません。（拍手）それよりももう一つ恐ろしいことは、この金で強化されると防衛産業が、逆に日本の方向を支配するということになります。若しこの今、特需を目的とする部門に使われます

ばなりませんことは、三十六億円のものになる五千万ドル、更に来年度一億ドルというような農産物輸入の国内への影響でござります。本年の小麦五十万トン、大麦十万トンの輸入は、昨年の凶作分をカバーするのでありますが、来年度以降の平年度に、本年同様

二人の大臣の意見が全く対立をしておるのでありますて、政府部内で意見の一致を見ないままにこの予算補正に賛成を認められることは、乱暴といふよりも、もう一步進んで財政法上の違反であると申しても過言ではないと思

ならば、日本経済はいつまで経っても、特器との腐れ縁を切ることができないで、自立経済は望めないことになります。若しこれが愛知さんの言わわるようなジエット・エンジンのとく部門に向けられますならば、このよ

或いはそれ以上の輸入をするといふことになれば、どうしても日本の食糧需給は過剰手持になることが必至でござります。農林大臣は来年度も本年の百九十六万トンと同じ程度の小麦の輸入を行なつても、粉食その他食生活の転換によって過剰にはならぬ、と答へら

而もこの予算補正の金を使うに当ましては、日本政府とアメリカ政府の合意に基くことになつております。おそらく金を出すほうと金をもらふほうとが話合をするになければ、金を出すアメリカ側の発言が強いのにきまつております。従つてこの内容のわからぬ予算補正を承認いたすることは、日

「が農業を継続し、発展させるとして可
能性をもたらすのであります。」とおっしゃ
るに引きずられて、本格的再軍備への好
き知らずに落し込まれることにならな
のであります。(「その通りだ」と呼ぶ
者あり、拍手。)

それましたが、僅か一年や二年で米から
麦への転換が五十万トン或いはそれを
超える数量に亘つて行われるといふ
よくなことは、事の本質を茶化してお
るのであり、国民を愚弄するものでござ
ります。すでに凶作のあとの本年で
さえ、政府は食糧増産費を削りまし
た。これが過剰手持となれば、よい

よ以て国内食糧生産を軽視するでござる
いましよう。昨年の麦価格の決定に当
りましては、パリティ計算に特別加算
が付けられておりますが、本年の新ら
しい麦価格の決定については、政府は
この特別加算を削るのではないとか伝
えられております。かようなことが影
響いたしまして、すでに本年の小麦作
付反対は三・五名減つておりますが、
恐らく来年度はもつと深刻な影響が現
われて来るでございましよう。アメリ
カが処分に困る農産物を、日本自身が
過剰手持になるほど多量に押付けられ
て、国内食糧を減産に陥らせるのが、
今回の協定でございまして、援助では
なく、アメリカにとつては結構立派な
商売でございます。(拍手)買付額の二
割の三十六億円が、このよくな形におい
て打撃を受ける農業部門にでも振り向
けられるといふのならば、まだ幾分話
の筋は通りますが、そうではなくし
て、アメリカの指図によつて、アメリ
カの世界政策上必要な、アジアにおける
アーリカの防衛力強化のために使わ
れる、この経済措置に対しましては、
私どもは根本から反対をいたるもので
ございます。(拍手)
すでに政府は国民の燃え上の怒りに
目もくれないで強引な居振りを因り、
本院の警告決議をも無視し、躊躇いた
しておりますが、その理由として、政
府の申すことは重要法案の成立でござ
います。この重要法案の中で一番重点
をおかれおるのがM.S.A協定でござ
いましようが、M.S.Aに伴う経済措置
の内容を検討いたしましたと、以上述べ
ましたごとく、経済援助という羊の頭
の看板が掲げてはございますが、その中
身は狗の肉どころか、うつかり食えば

国民が腹痛を起す危険を多分に持つた

より取締の疑いありとして逮捕の要求

議題となつておりまする補正予算の

させるという意味を持つておるもので

国民が腹痛を起す危険を多分に持つた
腐った肉に過ぎないのでござります。
而もその料理方法はアメリカ政府に白
紙委任状を付けて任かすのでございま
す。このような内容の予算補正に対し
ましては、我々は絶対に賛成をいたす
ことはできず、断固反対を申す次第で
ござります。(拍手)

より取締の疑いありとして逮捕の要求を受けるに至るや、法によつて許されおるとなし、検察官法第十四条の規定により指揮権の発動をなしたのであります。而も当面の責任たる法務大臣はかかる重大な指置をなすや否や、突如として、その職を辞したのであります。かかることは民主主義法の下に

議題となつておりまする補正予算の内
容は、三十六億余円の経済援助が
ありまするが、その用途が一切明らか
になつておりますん。政府当局の説明書
によれば、その用途の具体的な計画は逐
次決定すると申しておるのであります
るが、これでは審議の前提を欠くもの
であり、我々としては委託を以て是じ

させるという意味を持つておるものであります。即ち、援助範囲は、兵器の特需、保安庁需要のこときものに限つておるのであります。先に政府の提出いたしましたいわゆる緊縮財政の必要を認めながらも、一方で保安庁費を大幅に増加したと同様に、今日政府当局が旧河へ東進しようとも、本予算

○副議長(重宗雄三君) 相馬助治君。
〔相馬助治君登壇 拍手〕

より取締の疑いありとして逮捕の要求を受けるに至るや、法によつて許されおるとなし、検察官法第十四条の規定により指揮権の発動をなしたのであります。而も当面の責任者たる法務大臣はかかる重大な指置をなすや否や、突如としてその職を辞したのであります、かかることは民主憲法の下における責任政治の名に反逆するものであります。(拍手)かくて吉田内

議題となつておりまする補正予算の内容は、三十六億余円の経済援助が切実にありまするが、その用途が一切明らかになつておりません。政府当局の説明によれば、その用途の具体的計画は逐次決定すると申しておるのでありまするが、これでは審議の前提を欠くものであり、我々としては良識を以て良心を生み出すことは到底できないのでありますとして、この補正予算に反対いたしま

あさるといふ意味を持つておるものであります。即ち、援助範囲は、兵器の特需、保安庁需要のこときものに限つておるのであります。先に政府の提出いたしましたいわゆる緊縮財政の必要を認めながらも、一方に保安庁費を大幅に増加したと同様に、今日政府当局が如何に陳弁しようとも、本予算の持つ本質的性格は、結果から見ますと、我が國をしていよいよ再軍備の被方に押いやるものであり、再軍備促進の

先に提出されました昭和二十九年度
の昭和二十九年度特別会計予算補正
(特第1号)に対し反対の意思を表明す
るものであります。

より取締の疑いありとして逮捕の要求を受けるに至るや、法によって許されおるとなし」、検察官法第十四条の規定により指揮権の発動をなしたのであります。而も当面の責任者たる法務大臣はかかる重大な指置をなすや否や、突如として、その職を辞したのであります。かかることは民主憲法の下における責任政治の名に反対するものであり、断じて我々の許し得ないとするものであります。(拍手)かくて吉田内閣が保有しておりました良心の最後の一かけらすら、今日これを喪失いたしましたことは、天下の知るところでありまして、異例ではあるが違法ではないと強弁し、本院の院議に、或いは新聞の論説など、或は、國會の成員の間で

議題となつておりまする補正予算の内容は、三十六億余万円の経済援助が切実にありまするが、その用途が一切明らかになつておられません。政府当局の説明によれば、その用途の具体的な計画は逐次決定すると申しておるのでありまするが、これは審議の前提を欠くものであり、我々としては良識を以て良心的であるところの、これが私どもの先ず第一の点であります。

ざせるという意味を持つておるものであります。即ち、援助範囲は、兵器の特需、保安庁需要のこときものに限つておるのであります。先に政府の提出いたしましたいわゆる緊縮財政の必要を認めながらも、一方に保安庁費を大幅に増加したと同様に、今日政府当局が如何に陳弁しようとも、本予算の持つ本質的性格は、結果から見ますすると、我が国をしていよいよ再軍備の彼方に押いやるものであり、再軍備促進の補正予算でありますことは余りにも明白なる事実であります。これが私の反対する第四の理由であります。

次に、今般のこの余剰農産物輸入との補助金に関する、我々が銘記して

官報 (号外)

れる。この経済措置に対しましては、私どもは根本から反対をいたすものでござります。(拍手)
すでに政府は国民の燃え上の怒りに目もくれないで強引な居振りを図り、本院の警告決議をも無視し、跋扈いたしておりますが、その理由として、政府の申すことは重要法案の成立でござります。この重要法案の中で一番重点をおかれているのがMSA協定でございましょうが、MSAに伴う経済措置の内容を検討いたしますと、以上述べましたごとく、経済援助という羊の頭の看板が掲げてはございますが、その中身は狗の肉どころか、うつかり食えは

今日吉田内閣は国民生活を無視し、党つて國あることを忘れたるがごとく、党利党略に流れ、相次ぐ失政は国民怨嗟の的となつておるのであります。これら失政の累積の結果は、遂に汚職を生み、疑惑を生み、閑僚にして疑惑の焦点に立つ者あるに至りました。日頃綱紀肅正を説き、道義の高揚を力説し、或いは国民に耐乏生活を要求し続けて參つたこの内閣の法務大臣は、党三役の一人たる幹事長に検察庁

この経済援助資金は言うまでもなく、M.S.A.協定に基くところのアメリカ側より援助提供の一つとして与えられたものでありますするが、我々は平和憲法擁護の立場から、この援助の前提となるM.S.A.協定そのものに反対して、今日に至りました。従いまして基本的な立場からして、我々は本補正予算に附則反対するものでありますするが、以具体的な内容に触れつつ、何故に反対しなければならないかを五点に亘つて申上げたいと思うのであります。

次に、今般の援助計画は、M.S.A. 小の輸入代金の二割、三十六億を以てが国の工業を軍事化し、米国軍需産と同一規格で日本の工業の形を定義ります。

以上の理由によつて私は只今議題となつております大浦下草木に對して、
この般の補正予算の成立は、明らかに日本の運命をアメリカの世界政策に
従属させるものであると断ぜざるを得ません。(拍手)經濟自主性の基本線で
ありますところの農業生産力と工業生産力を、米国の権威と米国の支配の
下に委ねること以外の何ものでもないことを、私はここに政府に向つて嚴重に警告しなければならないのであります。

固反対の意思を表明するものであります。

○副議長(重宗雄三君) 木村喜八郎
君。

〔木村喜八郎君登壇 拍手〕

○本村謙^{ハル君} 私は無所属クラブを代表いたしまして、只今上程されております昭和二十九年度特別会計予算補正(特第1号)に反対するものであります。この補正予算の金額は三十六億で少額でありますけれども、その内容を見ますと、日本の憲法上或いは又財政法上或いは又外交上、政治上或いは又国民生活の上にとつて、重大な意味を持つてゐると思うのであります。そういう観点に立ちまして、私は大体三點に亘つて反対理由を明らかにいたしたいと思うのであります。

その第一は、この予算案が憲法に違反しているという点であります。即ち先ほど問題になりましたMSA協定の一環としてこの予算案は出されておるのであります。MSA協定は、軍事義務と再軍備の義務と防衛能力、即ち日本の経済を軍事化し、兵器産業を育成強化する義務を負つておるわけであります。そういう意味で、この予算案が憲法に違反することは明らかであります。即ち日本の憲法の禁ずる再軍備を促進する予算案となるわけであります。政府が我々に出しましたこの予算案を眺めますと、全く国会を無視して

政法上の精神或いは原則を無視し、これに違反しているという点であります。政府が我々に出しましたこの予算案が財政上

たような出し方をしておるわけあります。この予算の出し方は、歳入と歳出という金額を書いて、而もその詳細については、この添附する書類によつて、参考書によつて承知されたいといふことになつておりますが、その中に書いてある資金運用及び使用計画表について、どうがございますが、それにはたつた一行であります。いわゆる資金計画のことは全然ないわけであります。而も審議の過程におきまして、この資金計画について政府に質問いたしましたところ、政府の部内でも意見が一致していないのであります。政府部内で一致していない。そうして投融資とありますから、これを投資するのか、融資するのか、明らかでない。大蔵大臣は、「一応これはコンマーシャルベースによつて、採算ベースに乗るような農業に開発銀行を通じてこれを融資すると言つておりますが、併しながら、例えばジェット・エンジンの試作にこの金を廻すと言つておりますが、ジェットエンジンの試作は、これはいわゆる商業採算に乗らないことは明らかなわけです。併し、そういう商業採算に乗らないものにこれを投資することは、これは大蔵大臣のこの声明に反するという質問をいたしますと、併しこれはまだ決定していないのだと、ジエット・エンジンの試作のほうに廻すのである。そういうような非常なあいまいな答弁なのであります。而も、仮に政府の意見が一致しましたところで、又

これはアメリカの同意を得なければ、この使用は決定しないわけです。こんな内容が明らかでなく、特に政府の使い方、資金計画もきまつてない、政府のきまつていることは、アメリカの同意を得なければ、これはわからない。これでは全く三十六億について、白紙委任状を政府に渡せというのと全く同じであります。こんな予算の出し方というものはないと思うのです。これは財政法の、予算は明瞭でなければならぬといふこの基本的な原則に反することあります。これはどういうふうに使われるかわからないのを、これを審議して賛否の態度を決しろと言つたつて、決しよがないじやないか。投資であるのか、融資であるのか、それもわからない。こういうような大福帳以下の予算書を我々に出して、これを審議しなどといふことは、全く国会議員を侮辱したものだと思ふ。これは全くこの予算編成について自主性のない証拠である。特に又これは国内措置でありますから、M.S.A. 協定を結んだ後において、急いでこの予算を出す必要はないと思います。なぜ急いで出すのか。こういう資金計画がきまつて、アメリカと折衝して、はつきりと、どういふところに、どういふふうにこれを投資し、或いは融資するといふことがきまつてから、国会に出しても遅くはないのです。

う疑惑が持たれるのです。その一つとして、いわゆる日本ジエット・エンジン会社というのができるておりまして、ジエット・エンジンの試作について、この金の中から融資をしてもらいたいという要望があるわけです。三十六億のうち十億を融資してもらいたいという要望がある。これは政府に質問したところ、政府もその通りであると言つている。而もこの日本ジエット・エンジン会社を設立するについては、前の通産次官の玉置氏がその副社長に就任するやに伝えられて いたのであります。従つてそういう三十六億のうち十億、ジエット・エンジンの試作について融資の受け入れをしたいというその受入態勢ができております。これに對して融資するのかしないのか、はつきりそれを政府は答弁してもらいたいということに対し、明確に答えられないのです。何ら明確に答えてないのです。こういふよくな予算の出し方をしているわけです。これでは、我々はこの前の造船汚職みたいなことがござりますから、こういふ杜撰な予算の出し方に我々は賛成することはできません。いわけです。

これは二十八年度の二兆五千六億に対して九百五十億も殖えているのであります。それらに又三十六億これで殖えるわけでありますと、結局純計において九百八十六億殖えるわけあります。その結果として、二十八年度の財政規模は国民所得に対して四一%ですが、今度三十六億を又これに追加しますと、国民所得に対して四三%になります。政府は緊縮財政、緊縮財政と言いますが、ながら、このように予算を膨張しているわけでありますと、明らかにこれは政府の財政方針と矛盾しております。而もこれは軍需産業のほうに融資するわけでありまして、従つてこれは軍事費と同じような不生産的予算に使われるるのであって、これがインフレ要因になることは明らかである。而もこれが呼び水になつて、更に市中金融のほうから又軍需産業のほうに融資されると、いうことになる。従つて金融面においても政府は不急不要方面に融資しないと言ひながら、この三十六億が不急私需要方面にこれは融資されるわけであります。政府の金融政策と全く矛盾していると思うのです。特にジェット・エンジン試作については、これは全く私需要方面にこれは無駄金であると思う。ただ利権的に、これはそういう利権会社を潤すに過ぎないと思うのです。現在ジェット・エンジンの試作といふものは御承知でありますようが、千キログラムの地上推力のものを日本で作るとしても、この技術能力が今の段階で一年で漸く試作が完了する程度、而も世界的な常識によれば、実用のジェット・エンジンは地上推力二、三千キログラム、これを試作するに一年半かかる。而も更に今ではラムジェットとい

○議長(河井第八君) 告いたします。	
投票総数 百七十三票	
青色票	六十三票
白色票	百十票
よつて本案は、可決せられました。	(拍手)
〔参考投票を計算〕	
[議場開鎖]	
事に計算させます。議場の開鎖を命じ ます。	

岡田	信次君	松岡	平市君
大谷	豊潤君	西郷	伊能君
一松	政二君	吉野	伊能吉之助君
中川	幸平君	左藤	義詮君
寺尾	豊君	津島	壽一君
重宗	雄三君	大野	秀次郎君
青木	一男君	古池	信三君
小瀧	彬君	大谷	荒太君
伊能繁次郎君	亨君	杉原	高橋
榎原	喜一君	高橋	篠君
宮澤	横山	西岡	ハル君
重政	フク君	小澤久太郎君	藤野
鹿島守之助君	重政君	勇雄君	繁雄君
雨森	青山	秋山俊	郎君
入交	正一君	川村	小野
上原	太藏君	石坂	義夫君
山本	正吉君	堀木	豊一君
平井	英三君	三浦	忠恭君
城	米治君	岩沢	三好
小林	黒川	武藤	義男君
井上	武雄君	川村	忠彦君
木島	知治君	松平	常介君
最上	虎藏君	塙木	鎌三君
深川	英子君	豊二君	鎌三君
寺本	タマエ君	三浦	英之君
笠森	廣作君	岩沢	忠恭君
一松	順造君	武藤	義男君
	定吉君	川村	忠彦君
櫛見	義男君	塙木	常介君
湯山	勇君	豊二君	鎌三君
木下	源吾君	三浦	英之君
秋山	長造君	岩沢	忠恭君
海野	三朗君	武藤	義男君
河合	義一君	川村	忠彦君
得治君		塙木	常介君
小松		豊二君	鎌三君
岡		三浦	英之君
大倉		岩沢	忠恭君
内村		武藤	義男君
清次君		川村	忠彦君
精一君		塙木	常介君
三郎君		豊二君	鎌三君
正雄君		三浦	英之君

○議長(河井彌八君)	○議長(河井彌八君)	○議長(河井彌八君)
法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	日程第六、港湾	日程第六、港湾
日程第七、北海道開発のためにする	港湾工事に関する法律案(衆議院提出)	港湾工事に関する法律案(衆議院提出)
港湾工事に関する法律案(衆議院提出)	上條 相馬 鈴木 千田 上條 愛一君 相馬 助治君 棚橋 小虎君 堀 眞琴君	勝藏君 勝正君 吉雄君 法崎君 孝夫君 勝正君 吉雄君 信君 益君 松浦 清一君 シヅエ君 完君 兼人君 喜八郎君 重雄君
めます。先づ委員長の報告を求めま	若木 松本治一郎君 三橋八次郎君 羽生 三木 山下 須藤 鈴木 千田 上條 愛一君 相馬 助治君 棚橋 小虎君 堀 眞琴君	竹中 勝男君 芳夫君 道子君 勝藏君 一郎君 良夫君 道子君 勝正君 曾称 荒木正三郎君 東 隆君 加藤シヅエ君 松澤 兼人君 喜八郎君 重雄君
す。運輸委員長前田穣君。	藤田 田中 栗山 藤原 若木 松本治一郎君 三橋八次郎君 羽生 三木 山下 須藤 鈴木 千田 上條 愛一君 相馬 助治君 棚橋 小虎君 堀 眞琴君	江田 三郎君 高田なほ子君 吉田 法崎君 菊川 天田 中田 千葉 千葉 天田 吉雄君 信君 益君 松浦 清一君 シヅエ君 完君 兼人君 喜八郎君 重雄君
「異議なし」と呼ぶ者あり」	佐多 忠隆君 重盛 壽治君 党森 安部キミ子君 藤田 進君 田中 一君 栗山 良夫君 藤原 道子君 若木 勝藏君 松本治一郎君 三橋八次郎君 羽生 三七君 三木 治朗君 山下 義信君 須藤 五郎君 鈴木 一君 千田 正君 上條 愛一君 相馬 助治君 棚橋 小虎君 堀 眞琴君	近藤 信一君 清澤 俊英君 小林 亦治君 岡田 宗司君 戸叶 武君 吉田 法崎君 菊川 天田 吉雄君 千葉 信君 千葉 天田 吉雄君 信君 益君 松浦 清一君 シヅエ君 完君 兼人君 喜八郎君 重雄君

又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第十二条第一項第一号中「港湾区域及び」を「港湾区域、港湾区域に隣接する地域及び」に改め、同項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 前号に掲げるものの外、

港湾区域内又は臨港地区内における水面の埋立、盛土、整地等

による土地の造成又は整備を行

第十二条第一項第四号の次に次の
うこと。

一號を加える。

西の二水塊施設の使用に關し必要な規制を行うこと。

第十二条第四項の次に次の一項を

5 港務局は、運輸省令で定めると
加える。

これらにより、その管理する港湾施

説の概要を公示しなければならぬ。

第十二条の次に次の二条を加え

規程

第十二条の二 港務局は、法令又は

当該港務局を組織する地方公共団体の条例若しくは規則に違反しな

い限りにおいて、その権限に属す

る事務に關し、規程を定めること
ができる。

第十八条第一項但書を削る。

第一十一条第一項を次のように改める。

委員会の議事は、全委員の過半

第二十二条第二項中「第十六条第
數で決する。

三項」の下に「、第十七条」を加え、

同項を同条第三項とし、同条第一項

卷之三

監事は、委員を兼ねることができない。
第二十三條第一項を次のように改める。
委員長は、港務局を代表し、港務局の長としてその業務を總理するとともに、法令又は第四十五条の二の条例によりその権限に属せしめられた港湾の開発、利用及び管理に關する事務を行ふ。
第二十七条中「第二十二条第二項」を「第二十二条第三項」に改める。
第三十五条第二項の次に次の一項を加える。
3 港湾管理者としての地方公共団体は、第一項の委員会を設置したときは、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。
第三十七条第一項を次のように改める。
港湾区域内において又は港湾区域に隣接する地域であつて港湾管理者の長が指定する区域（以下「港湾隣接地域」という。）内において、左の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、港湾管理者的長の許可を受けなければならぬ。但し、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条の規定による免許を受けた者が免許に係る水域についてこれらの行為をする場合は、この限りでない。
一 港湾区域内の水域（政令で定めるその上空及び水底の区域を含む。以下本条中同じ。）又は公共空地の占用
二 港湾区域内の水域又は公共空地における土砂の採取
三 水域施設、外かく施設、けい留施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良（第一号の占用を伴うものを除く。）

四 前各号に掲げるものを除き、
港湾の開発、利用又は管理に著しく支障を与えるおそれのある
政令で定める行為

第三十七条第二項中「建設若しくは工事、占用又は採取」を「行為」に、「許可をしてはならない」を「許可をしてはならぬ」、また、政令で定める場合を除き、港湾管理者の管理する水域施設について同項第一号の水域の占用又は同項第四号の行為の許可をしてはならない。に改めると。

第三十七条第三項中「又は日本電信電話電話公社又は地方公共団体」を、「建設若しくは工事、占用又は採取」を「行為」に改め、同条第四項を次のように改める。

4. 港湾管理者の長は、港湾区域内の水域又は公共空地に係る第一項第一号又は第二号の許可を受けた者から占用料又は土砂採取料を徴収することができる。但し、前項に規定する者の協議に係るものについては、この限りでない。

第三十七条第五項中「前項の水域占用料又は土砂採取料」を「第四項の占用料、土砂採取料又は前項の過怠金」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5. 港湾管理者の長は、規則又は港務局の委員会の委員長の定めるところにより、許認その他の不正の行為により、前項の占用料又は土砂採取料の徴収を免かれた者からその金額以下の過怠金を徴収することができる。

第三十七条の二を第三十七条の三とし、同条に見出しとして「(許可の取消等)」を加え、同条中「前条」を「第三十七条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 港湾管理者の長は、第三十七条の二 第一項の許可を受けなければならぬ行為を許可を受けないでしたる者に対し、その設置した施設の改築、移転若しくは撤去又は原状の回復を命ずることができる。

第三十七条の次に次の二条を加える。

(港湾隣接地域)

第三十七条の二 前条第一項の規定による港湾隣接地域の指定は、港湾区域外百メートル以内の地域内の区域について、当該港湾区域及び港湾隣接地域に隣接する地域を保全するため必要な最小限度の範囲でしなければならない。

2 港湾管理者の長は、港湾隣接地域を指定しようとするときは、あらかじめ期日、場所及び指定しようとする地域を公告して、公聴会を開き、当該地域に利害関係を有する者にその指定に関する意見を述べる機会を与えないければならない。港湾隣接地域を変更しようとするときも同様である。

3 港湾管理者の長は、その旨を域の指定をしたときは、その旨を運輸大臣に報告しなければならない。

第四十条第一項中「建設してはならない。」を「建設してはならず、また、建築物その他の構築物を改築し、又はその用途を変更して当該条例で定める構築物としてはならぬい。

い。」に改め、同条第二項の次に次の
一項を加える。

3 第一項の地方公共団体は、条例
で、同項の規定に違反した者に対する罰
金として、五千円以下の罰金を科する旨
の規定を設けることができる。
第四十条の次に次の二条を加え
る。

(違反構築物に対する措置)

第四十条の二 港湾管理者の長は、
前条第一項の規定に違反して建設
され、又は改築若しくは用途の変
更により同項の条例で定める構築物
となつた建築物その他の構築物
については、その所有者又は占有
者に対し、当該構築物の撤去、移
転若しくは改築又は用途の変更を
すべきことを命ずることができ
る。

2 港湾管理者の長は、前項の命令を
をしようとするときは、その命令を
に係る者に対し、あらかじめ期
日、場所及び命令をしようとする
事項を通知して、聴聞をしなけれ
ばならない。

3 聽聞に際しては、当該命令に係
る者その他の利害関係人に對し、
意見を述べ、及び証拠を提出する
機会が与えられなければならな
い。

第四十一条第一項中「前条」を「第
四十一条第一項」に改め、同条第二項
を次のように改める。

2 前条第二項及び第三項の規定
は、港湾管理者の長が前項の命令を
をしようとする場合に準用する。
第四十二条第五項中「第十七条第
一項」を「第十七条」に改め、同項の
次に次の四項を加える。

港湾管理者は、前項の規定に達反して当該物件を使用したとき、又は当該物件を処分したときは、当該物件を運輸省令で定める方法によつて金銭に換算した価額（当該物件を処分した場合において処分金額が当該価額をこえるときはその処分金額）に第一項から第三項までに規定する国の負担率を乗じた金額を国庫に納付しなければならない。

第四十三条に次の一項を加える。

より國の負担金の交付を受けて港湾管理者がした工事が完了した場合において、材料その他の物件が残存するときは、港湾管理者は、当該物件を第一項から第三項まで
の規定によりその工事に要する費用を国が負担することができる他の工事及び政令で定める工事以外の工事に適用しなくなつて。

8 7 ろにより、港湾管理者が工事のために出した金額とする。
9 7 ② 運輸大臣は、第一項から第三項までの規定により国が港湾管理者の行う工事に要する費用を負担する場合において、その負担金に千円未満の端数を生じたときは、政令で定めるところにより、その端数を切り捨てた額又はこれを切り上げて千円とした額を国の負担金とすることができる。

6 港湾管理者が第一項から第三項までの規定により、國の負担金の交付を受け、港湾工事をする場合には、これらの規定に定める工事に要する費用は、政令で定めること

3 地方自治法第二百十七条第三項及び第四項の規定は、前項の条例について準用する。

第四十三条の三 港湾管理者は、港湾管理者以外の者の行う工事又は行為により必要を生じた港湾工事の費用については、その必要を生じさせた限度において、その必要な費用を生じさせた者に費用の全部又は一部を負担させることができる。
前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収の方法については、港湾管理者としての地方公共団体（港湾管理者が港務局である場合には港務局を組織する地方公共団体のうち定款で定めるもの）の条例で定め

(原因者の負担)
第四十三条の二)を次のように改め
る。

の負担率」とあるのは「前項の規定により国が補助した率」と読み

2 前条第六項、第八項及び第九項の規定は、前項の規定により國の補助金の交付を受けて港湾管理者がした港湾工事の費用及び工事が完了した場合における残存物件の処理に関する適用する。この場合において、同条第六項及び第八項中「第一項から第三項まで」とあるのは「前項」と、同条第九項中「第一項から第三項まで」とあるのは「前項」とする。

2
政令で定める重要な港湾の港湾管理
理者は、前項の入港料を徵収しようと
するときは、料率を定めて、
運輸大臣の認可を受けなければなら
ない。その料率を変更しよう
するときも同様である。

他不正の行為により第一項の料金を徴収するが、この徴収を免かれた者からその徴収額の五倍に相当する金額以下の過怠金を徴収することができる。

第四十四条の次に次の二条を加え。

(入港料)

第四十四条の二 港湾管理者は、当該港湾に入港する船舶から、当該港湾の利用につき入港料を徴収することができる。但し、警備救援艇に従事する船舶、鉄道連絡船、汽船又は気象の観測に従事する船舶、漁業監視船その他政令で定める船舶について、入港料を徵收しない。

5 第四十四条に次の一項を加える。
港務局は、第十二条の二の規程の定めるところにより、詐偽その

を除く。) 又は外かく施設の利用に
対し、前項の料金を徴収すること
ができない。

第四十四条第一項中「料金」の下に
「(次条第一項の入港料を除く。)」を
加え、同条第二項中「前項」を「第
一項」に改め、同項中「違反する」と
認めるときは、「の下に」その施行の
日までに、「」を加え、同項を第三項
とし、同条第三項を第四項とし、同
条第一項の次に次の二項を加える。
2 岸警管理者は、水域施設(沿岸部

(事務の委任)
第四十五条の二 満洲局を組織する
地方公共団体は、条例で定めると
ころにより、満洲の利用及び管管理
に関する事務（当該地方公共団体によ
る公共事務及び法律又は政令によ
り当該地方公共団体に属する事務

第三項の規定による手数料及び
延滞金は、国及び地方公共団体の
徵収金に次いで先取特權を有し、
その時効については地方税法（昭
和二十五年法律第二百一十六号）
第十四条の規定を、その取扱につ
いては同法第十七条及び第十一条
の規定を準用する。

関して運用する。」の場合において、同条第三項中「条例」とあるのは「港湾法第十二条の二の規程」と読み替えるものとする。

3 前条第一項、第三項及び第四項の規定は、前項の港湾管理者以外の港湾管理者が徴収する入港料に、前条第五項の規定は、港務局が徴収する入港料に関する適用する。

中「港湾管理者」とあるのは「国」と、「第一項から第三項までの規定により国の負担金の交付を受けて」とあるのは「前項の規定により」と、同条第七項中「国」とあるのは「港湾管理者」と、「港湾管理者」とあるのは「国」と読み替えるものとする。

第五十五条第二項に後段として次のようになります。

この場合において、第五十三条後段中「港湾管理者」とあるのは「港湾管理者としての地方公共団体（当該地方公共団体が地方自治体

で及び第五項から第七項までの規定は、前項の規定により運輸大臣がする港湾工事の費用及びその負担について準用する。この場合において、同条第五項中「第十七条及び第十九条第一項」とあるのは

長に委任することができる。
第四十六条第一項中「この法律により」を港湾管理者は、「に」「若しくは貸し付けようとする者は、」を又は貸し付けようとするときは、「に」改める。
第五十二条第二項を次のように改める。

運輸省関係法令の整理に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年四月二十二日
衆議院議長 梶 康次郎
参議院議長 河井彌八殿

運輸省関係法令の整理に関する法律案
律案

運輸省関係法令の整理に関する法律
左に掲げる法令は、廃止する。

一 海図刊行に付新に礁石を発見し港湾を測量する者に海軍省水路寮に開申せしむる件(明治七年太政官布告第百十号)

二 日本形五百石以上の船舶製造禁止の件(明治十八年太政官布告第十六号)

三 予定鉄道線路中私設鉄道会社に敷設許可の件に関する法律(明治二十六年法律第八号)

四 北海道官設鉄道用品買入手続に関する法律(明治三十二年法律第一百八号)

五 京釜鉄道買收法(明治三十九年法律第十八号)

六 遠洋航路補助法(明治四十二年法律第十五号)

七 那覇港修築工事を沖縄県に引継ぐ事に関する法律(明治四十三年法律第三十一号)

八 補助航海に從事する商事会社に関する法律(明治四十三年法律第十二号)

九 鉄道又は船舶と露國の鉄道又は船舶との貨物の連絡運送に関する法律(明治四十五年法律第十三号)

十 北海道拓殖鉄道建設費利子支出

十一 借入鉄道及軽便鉄道の買収に関する法律(大正六年法律第二十五号)

十二 造船獎勵金下付停止に関する法律(大正六年法律第二十九号)

十三 成田鉄道及中越鉄道買収に関する法律(大正九年法律第五十五号)

十四 朝鮮私設鉄道補助法(大正十年法律第三十四号)

十五 横浜地方鉄道補助法(大正十年法律第四十号)

十六 台湾私設鉄道補助法(大正十四年法律第二十四号)

十七 支那に於ける帝国法人の所有する船舶等に関する法律(大正十二年法律第五十二号)

十八 日本国沿岸に置き去られた船舶の措置に関する法律(昭和二十年法律第一百六号)

十九 木船保險組合の解散に関する法律(昭和二十三年法律第一百六号)

二十 船舶運営会の船員の給与基準の設定及び船舶運営会の役職員に対する特別手当の支給に関する法律(昭和二十四年法律第一百六号)

二十一 日本国鉄道の所有地にある日本通運株式会社の施設の処理等に関する法律(昭和二十四年法律第二百四十三号)

二十二 低性能船舶買入法(昭和二十五年法律第二百四十二号)

二十三 低性能船舶買入法の規定により國が貢入された船舶の外航船腹需給調整のためにする充拡に関する法律(昭和二十六年法律第六十一号)

一 この法律は、公布の日から施行する。改正の第一は、港務局の解散に関する事項を定めることとする。

附 則

○前田穂君登壇、拍手

2 京釜鉄道買収法により発行したに關する法律(大正六年法律第十号)
国債の消滅時効については、なお関する法律(大正六年法律第二十号)

この改正案は、港湾法施行後の経験に鑑みて、不備なる点を改正しようとするものであります。その内容は多岐に亘つておりますが、主なるものにつきまして簡単に申上げますと、第一は、港務局の業務の円滑なる遂行を図るために港務局の権限を強化したことであります。即ち港務局は、その組織母体たる地方公共団体の委任により、港湾の利用管理に関する行政事務を行ひ得ることとし、又不正行為により料金等の徴収を免れた者に対し過怠金を徴収し得る権限、料金未納者に對し強制徴収をなし得る権限を有する。と共に、行政代執行法等に基く権限をも行使し得ることとしたことであります。

3 京釜鉄道買収法によきましては、港務局制度等に関する法律(昭和二十四年法律第二百四十三号)において近く設立される予定の趣旨であります。

4 この法律は、公報の日から施行する事項を定めることとする。

○前田穂君登壇、拍手

2 京釜鉄道買収法によきましては、港湾法の一部を改正する法律案はか二件につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

5 先づ港湾法の一部を改正する法律案につきまして申上げます。

6 この改正案は、港湾法施行後の経験に鑑みて、不備なる点を改正しようとするものであります。その内容は多岐に亘つておりますが、主なるものにつきまして簡単に申上げますと、第一は、港務局の業務の円滑なる遂行を図るために港務局の権限を強化したことであります。即ち港務局は、その組織母体たる地方公共団体の委任により、港湾の利用管理に関する行政事務を行ひ得ることとし、又不正行為により料金等の徴収を免れた者に対し過怠金を徴収し得る権限、料金未納者に對し強制徴収をなし得る権限を有する。と共に、行政代執行法等に基く権限をも行使し得ることとしたことであります。

7 その他の、港湾施設の範囲の拡張、港務局の業務、入港料、港湾施設の損傷の精算方法につきまして、その簡素化を図るために、現行の原価転換等の命令をなし得る権限を港湾管理者に与えたことであります。

8 第五は、國が助成する港湾工事費用の精算方法につきまして、その簡素化を図るために、現行の原価転換等の命令をなし得る権限を港湾管理者に与えたことであります。

9 第六は、港務局の解散認可制をやめると共に、違反構築物に対し撤去、移転等の命令をなし得る権限を港湾管理者に与えたことであります。

10 第七は、港務局の解散に伴う後始末の規定、即ち、解散する港務局の債務は、その組織母体が負担することとし、又当該港務局の業務、入港料、港湾施設の損傷の精算方法につきまして、その簡素化を図るために、現行の原価転換等の命令をなし得る権限を港湾管理者に与えたことであります。

11 第八は、改正案におきましては、港務局制度等に関する基本問題、港務局の解散に関する認可制、その他、港湾における私設構築等のけい留施設を一定の条件の下に他の者にも利用せしめ、けい留施設の効率的利用の途を開く規定を設けることの可否等の諸問題に關しまして、極めて慎重なる審議が行われたのであります。私有けい留施設の効率の問題につきまして、政府委員は「港湾において私有けい留施設しかありまじて、私有けい留施設の効率もあら、むしろ現行方法に近代的経理方式を採用することによつて、精算の簡素化を図るほうが妥当であるので、この改正を取りやめしたことあります。

業による港湾工事を促進することによって解決したい。又、私人がけい留施設を設置する場合は、その使用が公共の利益に適合するように条件を附して許可する等の方法によつて、実情に即して解決して参りたい」との答弁がありました。

12 討論に入りましたところ、岡田委員より修正案が提出されたのであります。

13 第四是、臨港地区内における構築物に関する現行の規制を強化いたしますと共に、違反構築物に対し撤去、移転等の命令をなし得る権限を港湾管理者に与えたことであります。

14 第五は、現行法におきましては、港湾に隣接する地域内において港湾管理者的許可を要する行為の範囲は広きに失しておりますので、この点を是正す

15 第六は、現行の港湾工事費用の精算方法につきましては、港務局の業務と同様に、港務局の解散に伴う後始末の規定、即ち、解散する港務局の債務は、その組織母体が負担することとし、又当該港務局の業務、入港料、港湾施設の損傷の精算方法につきまして、その簡素化を図るために、現行の原価転換等の命令をなし得る権限を港湾管理者に与えたことであります。

16 第七は、港務局の解散認可制をやめると共に、違反構築物に対し撤去、移転等の命令をなし得る権限を港湾管理者に与えたことであります。

17 第八は、改正案におきましては、港務局制度等に関する基本問題、港務局の解散に関する認可制、その他、港湾における私設構築等のけい留施設を一定の条件の下に他の者にも利用せしめ、けい留施設の効率的利用の途を開く規定を設けることの可否等の諸問題に關しまして、極めて慎重なる審議が行われたのであります。私有けい留施設の効率の問題につきまして、政府委員は「港湾において私有けい留施設しかありまじて、私有けい留施設の効率もあら、むしろ現行方法に近代的経理方式を採用することによつて、精算の簡素化を図るほうが妥当であるので、この改正を取りやめしたことあります。

この法律は、公布の日から施行する。但し、国際連合の軍隊に係る改正の部分は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の効力発生の日、アメリカ合衆国政府の職員に係る改正の部分は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の効力発生の日から施行する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

昭和二十九年四月十五日

財政法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

衆議院議長 堀 康次郎

参議院議長河井彌八殿

(小字は衆議院議長)

財政法等の一部を改正する法律案

財政法等の一部を改正する法律案

第一条 財政法(昭和十二年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「歳出予算の金額」の下に「(第四十三条の三に規定する承認があつた金額を含む。)」を加え、同条第三項中「三箇年度」を「五箇年度」に改める。

第三十四条第三項中「及び会計検査院」を削る。

第四十三条第二項を次のように改める。

当該経費に係る歳出予算は、その承認があつた金額の範囲内に

おいて、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

各省各庁の長は、前項の規定による縫越をしたときは、事項

これを分任支出負担行為相当品と
いう。」に改め、同条第四項中「前
三項」を「前四項」に改め、同条第
三項中「第四項」を「第五項」に改
め、同項の次に次の一項を加え
る。

は他の各省各庁所屬の職員に、
大蔵大臣は、同項に規定する承認に關する事務を大蔵省所屬の職員に、政令の定めるところにより、委任することができる。
第四十七条第一項中「大蔵省」を

国有林野事業特別会計法の一部を
改正する法律案

この法律は、公布の日から施行する。但し、国際連合の軍隊に係る改正の部分は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の効力発生の日、アメリカ合衆国政府の職員に係る改正の部分は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助

協定の效力発生の日から施行する

財政法等の一部を改正する法律 案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年四月十五日

參議院議長河井彌八殿

(小字は文部省修正)

財政法等の一部を改正する法律案

第一條 財政法(昭和二十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「歳出予算の金額」の下に、「(第四十三条の三)に

規定する承認があつた金額を含

「」を加え、同条第三項中「三箇年度」を「五箇年度」に改める。

第三十四条第三項中「及び会計

「検査院」を削る。

第四十三條第二項を次の二項に改める。

前項の承認があつたときは、
当該経費に係る歳出予算は、そ
の承認があつた金額の範囲内に

昭和二十九年四月二十八日 参議院会

おいて、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

第四十三条に次の二項を加えます。

各省各庁の長は、前項の規定による繰越をしたときは、事項ごとに、その金額を明らかにし、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

第二項の規定により繰越をしたときは、当該経費について第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合においては、これが必要としない。

第四十三条の二 第三項中「前条第一項」を「前条第三項及び第四項」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の一項を加える。

第四十三条の三 各省各庁の長は、繰越明許費の金額について、予算の執行上やむを得ない事由がある場合においては、事項ごとに、その事由及び金額を明らかにし、大蔵大臣の承認を得て、その承認があつた金額の範囲内において、翌年度にわたり支出すべき債務を負担することができる。

第二条 会計法(昭和二十一年法律第三十五号)の一部を次のようによつて改正する。

第十三条第五項中「代理支出負担行為担当官」といふことを「代理支

出負担行為担当官」といふ。第四項の規定により支出負担行為担当官の事務の一部を分掌する職員は、

第十三条の二に次の二項を加えます。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、支出負担行為担当官の事務の一部を分掌せしめることができます。

第十三条の二に次の二項を加える。

分任支出負担行為担当官が支出負担行為をなす場合における前項の規定の適用については、同項前段中「支出負担行為担当官が」とあるのは「分任支出負担行為担当官が」と、「支出負担行為の内容を表示する書類」とあるのは「支出負担行為担当官が所属の各分任支出負担行為担当官のなす支出負担行為の限度額及びその内訳を記載した書類」と読み替えるものとする。

第十三条の四中「第十三条の二」を「第十三条の二第一項」に改める。

第四十二条中「遅滞なく、」を「政令の定めるところにより、」に改める。

第四十六条の次に次の二項を加える。

第四十六条の二 各省各庁の長は、財政法第四十三条第一項に規定する繰越の手続に関する事務を当該各省各庁所属の職員又

は他の各省各庁所屬の職員に、
大蔵大臣は、同項に規定する委
認に関する事務を大蔵省所屬の
職員に、政令の定めるところによ
り、委任することができる。
第四十七条第一項中「大蔵省」を
「大蔵大臣」に改める。
第四十八条中「又は認証」の下に
「、縫越の手続」を加え、「吏員」を
「長又は吏員」に改める。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条规定する。

昭和二十九年四月二十五日

衆議院議長 堀 康次郎

参議院議長河井彌八殿

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律

国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条及び第十三条を次のよう改める。

第十二条 この会計において、毎会計年度の損益計算上利益を生じ、且つ、当該年度の歳入歳出の決算上剩余金があるときは、当該剩余金に相当する金額の範囲内で、予算の定めるところにより、当該剩余金を生じた年度の翌年度において、森林資源の維持増強のための基金（以下「森林基金」という。）へ組入又は一般会計への繰入をすることができる。

森林基金は、予算の定めるところにより、これを使用しなければならない。

第十三条 この会計において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、当該利益の額から前条第一項の規定により森林基金に組み入れる額及び一般会計に繰り入れる額の合計額を控除した額に相当する金額は、これを損失補てんの

本案の内容について申上げますと、第一は、特別調達資金設置令についての改正であります。が、只今承認すべきものと決定しました。日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定及び今回政府が国際連合の軍隊の派遣国の政府との間に締結承認を求めて参つております。日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基いて、国際連合の軍隊又はアメリカ合衆国政府の特定の職員の需要に応じて行う物及び役務の調達について從来なされていなかったものであり、又、從來資金に属する現金の支払の原因となる契約等の事務の一部を都道府県の職員に取扱わしめているのであります。が、今回、アメリカ合衆国政府等からの受け入金の同資金への受け入等の事務についても、都道府県の職員に取扱わせることができます。が、これであります。

第二は、駐留軍労務者等に支払べき給料その他の給与の支払事務の処理の特例に関する法律についての改正であります。が、國際連合の軍隊、又はアメリカ合衆国政府の特定の職員のための労務に服する者等の給与の支払事務に委託して取扱わせることができる

ことはしようとするものであります。本案の審議に当りましては、特別調達資金の回転状況及び同資金の今後における使途等について、質疑応答が交わされたのであります。が、詳細は速記録によつて御承知願います。が、質疑を終り討論に入りましたところ、平林委員より、「吉田総理大臣

は、国会監視の嫌いがあり、かかる吉田総理大臣が本案の提出者である以上、本案に反対するとの意見が述べられ、採決の結果、多數を以て原案通り可決すべきものと決定いたした決第あります。

次に、財政法等の一部を改正する法律について申上げます。

本案は、財政会計制度の合理化と、簡素化を図り、以て国の会計事務の円滑な運営に資するため、財政法及び会計法中、必要と認められる部分につきまして、所要の改正を加えようとするものであります。以下その主要点について申上げます。

第一に、各省各庁の長は、縫越明許費及び事故縫越の経費について、大臣の承認を受けければ、承認を受けた金額の範囲内で翌年度に繰り越して使用することができます。が、これであります。が、この年限を縫越費の年限が五カ年以内となつている点を考慮して、五カ年内に改めるというが、何故そのよ

うな必要があるかとの質疑に対し、現行法では、必要がある場合に延長が認められるのであって、当初から三

カ年度を越える債務負担行為はできないことになつておる。特殊な場合ではあるが三カ年度以内では不都合な場合もある。改正の結果、債務負担行為の年限が五カ年度以内になつても、一般

に、縫越の手続に因る事務を各省各庁所属の職員に委任することができる

こといたします。

第二に、縫越明許費にかかる歳出予算に基いて、国が工事請負契約等の債務負担を行う場合に、その支払が翌年度にまたがるものについては、現行法では、その年度内に支出可能の部分に

ついては支出負担行為をなし、翌年度に支出すべき部分については、予算の繰越を待つて、改めて支出負担行為をなさなければならぬことになつております。

本案の審議に当りましては、特別調達資金の回転状況及び同資金の今後における使途等について、質疑応答が交わされたのであります。が、詳細は速記録によつて御承知願います。が、質疑を終り討論に入りましたところ、平林委員より、「吉田総理大臣

は、国会監視の嫌いがあり、かかる吉田総理大臣が本案の提出者である以上、本案に反対するとの意見が述べられ、採決の結果、多數を以て原案通り可決すべきものと決定いたした決第あります。

次に、新たに分任支出負担行為担当官の制度を設け、支出負担行為担当官の設置されていない官庁において行う支出負担行為の円滑を期することといたしております。

そのほか、事務簡素化の一環として、支払計画を承認した場合の大蔵大臣の会計検査院に対する通知を廃止し、又、出納官吏が現金、又は物品を亡失、毀損した場合における大蔵大臣の責任に因る事務を各官庁に於ける通知を、一定期間分を取りまとめて通知することができる

ことといたしております。

なお、本案につきましては、衆議院において今回の改正に伴い、予算執行職員等の責任に関する法律につきまして、所要の字句改正を行ふよう修正が加えられております。

本案の審議に当りまして、各委員から熱心な質疑が行われましたが、その主なるものについて申上げますと「縫越明許費は翌年度に縫越して使用することを国会で議決したものであるの

出の本案に強く反対する」との意見が述べられ、最後に東委員より「本案に

は、この際これに便乗して改正せられ

た点がある。右については政府の猛省

を促して賛成する」との意見が述べられ、採決の結果多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

第三に、国が債務負担行為によつて國が支出すべき年限は、現行法では、その年限は三カ年度以内となつておるが、

年度以内とすることといたしてお

ります。

第四に、新たに分任支出負担行為担

当官の制度を設け、支出負担行為担当官の設置されていない官庁において行

う支出負担行為の円滑を期することといたしております。

第五に、新たに分任支出負担行為担

当官の制度を設け、支出負担行為担当官の設置されていない官庁において行

う支出負担行為の円滑を期することといたしております。

第六に、新たに分任支出負担行為担

当官の制度を設け、支出負担行為担当官の設置されていない官庁において行

う支出負担行為の円滑を期すことといたしております。

第七に、新たに分任支出負担行為担

当官の制度を設け、支出負担行為担当官の設置されていない官庁において行

う支出負担行為の円滑を期すことといたしております。

第八に、新たに分任支出負担行為担

当官の制度を設け、支出負担行為担当官の設置されていない官庁において行

う支出負担行為の円滑を期すことといたしております。

第九に、新たに分任支出負担行為担

当官の制度を設け、支出負担行為担当官の設置されていない官庁において行

う支出負担行為の円滑を期すことといたしております。

第十に、新たに分任支出負担行為担

当官の制度を設け、支出負担行為担当官の設置されていない官庁において行

う支出負担行為の円滑を期すことといたしております。

第十一に、新たに分任支出負担行為担

当官の制度を設け、支出負担行為担当官の設置されていない官庁において行

う支出負担行為の円滑を期すことといたしております。

第十二に、新たに分任支出負担行為担

当官の制度を設け、支出負担行為担当官の設置されていない官庁において行

う支出負担行為の円滑を期すことといたしております。

第十三に、新たに分任支出負担行為担

当官の制度を設け、支出負担行為担当官の設置されていない官庁において行

う支出負担行為の円滑を期すことといたしております。

第十四に、新たに分任支出負担行為担

当官の制度を設け、支出負担行為担当官の設置されていない官庁において行

う支出負担行為の円滑を期すことといたしております。

第十五に、新たに分任支出負担行為担

当官の制度を設け、支出負担行為担当官の設置されていない官庁において行

う支出負担行為の円滑を期すことといたしております。

第十六に、新たに分任支出負担行為担

当官の制度を設け、支出負担行為担当官の設置されていない官庁において行

う支出負担行為の円滑を期すことといたしております。

第十七に、新たに分任支出負担行為担

当官の制度を設け、支出負担行為担当官の設置されていない官庁において行

う支出負担行為の円滑を期すことといたしております。

第十八に、新たに分任支出負担行為担

当官の制度を設け、支出負担行為担当官の設置されていない官庁において行

う支出負担行為の円滑を期すことといたしております。

第十九に、新たに分任支出負担行為担

当官の制度を設け、支出負担行為担当官の設置されていない官庁において行

う支出負担行為の円滑を期すことといたしております。

第二十に、新たに分任支出負担行為担

当官の制度を設け、支出負担行為担当官の設置されていない官庁において行

う支出負担行為の円滑を期すことといたしております。

第二十一に、新たに分任支出負担行為担

当官の制度を設け、支出負担行為担当官の設置されていない官庁において行

う支出負担行為の円滑を期すことといたしております。

第二十二に、新たに分任支出負担行為担

当官の制度を設け、支出負担行為担当官の設置されていない官庁において行

う支出負担行為の円滑を期すことといたしております。

第二十三に、新たに分任支出負担行為担

当官の制度を設け、支出負担行為担当官の設置されていない官庁において行

う支出負担行為の円滑を期すことといたしております。

第二十四に、新たに分任支出負担行為担

当官の制度を設け、支出負担行為担当官の設置されていない官庁において行

う支出負担行為の円滑を期すことといたしております。

第二十五に、新たに分任支出負担行為担

当官の制度を設け、支出負担行為担当官の設置されていない官庁において行

う支出負担行為の円滑を期すことといたしております。

第二十六に、新たに分任支出負担行為担

当官の制度を設け、支出負担行為担当官の設置されていない官庁において行

う支出負担行為の円滑を期すことといたしております。

第二十七に、新たに分任支出負担行為担

当官の制度を設け、支出負担行為担当官の設置されていない官庁において行

う支出負担行為の円滑を期すことといたしております。

第二十八に、新たに分任支出負担行為担

当官の制度を設け、支出負担行為担当官の設置されていない官庁において行

う支出負担行為の円滑を期すことといたしております。

第二十九に、新たに分任支出負担行為担

当官の制度を設け、支出負担行為担当官の設置されていない官庁において行

う支出負担行為の円滑を期すことといたしております。

第三十に、新たに分任支出負担行為担

当官の制度を設け、支出負担行為担当官の設置されていない官庁において行

う支出負担行為の円滑を期すことといたしております。

第三十一に、新たに分任支出負担行為担

当官の制度を設け、支出負担行為担当官の設置されていない官庁において行

う支出負担行為の円滑を期すことといたしております。

第三十二に、新たに分任支出負担行為担

当官の制度を設け、支出負担行為担当官の設置されていない官庁において行

う支出負担行為の円滑を期すことといたしております。

第三十三に、新たに分任支出負担行為担

当官の制度を設け、支出負担行為担当官の設置されていない官庁において行

う支出負担行為の円滑を期すことといたしております。

第三十四に、新たに分任支出負担行為担

当官の制度を設け、支出負担行為担当官の設置されていない官庁において行

う支出負担行為の円滑を期すことといたしております。

第三十五に、新たに分任支出負担行為担

当官の制度を設け、支出負担行為担当官の設置されていない官庁において行

う支出負担行為の円滑を期すことといたしております。

第三十六に、新たに分任支出負担行為担

当官の制度を設け、支出負担行為担当官の設置されていない官庁において行

う支出負担行為の円滑を期すことといたしております。

第三十七に、新たに分任支出負担行為担

当官の制度を設け、支出負担行為担当官の設置されていない官庁において行

う支出負担行為の円滑を期すことといたしております。

第三十八に、新たに分任支出負担行為担

当官の制度を設け、支出負担行為担当官の設置されていない官庁において行

う支出負担行為の円滑を期すことといたしております。

第三十九に、新たに分任支出負担行為担

当官の制度を設け、支出負担行為担当官の設置されていない官庁において行

う支出負担行為の円滑を期すことといたしております。

第四十に、新たに分任支出負担行為担

当官の制度を設け、支出負担行為担当官の設置されていない官庁において行

う支出負担行為の円滑を期すことといたしております。

第四十一に、新たに分任支出負担行為担

当官の制度を設け、支出負担行為担当官の設置されていない官庁において行

う支出負担行為の円滑を期すことといたしております。

第四十二に、新たに分任支出負担行為担

当官の制度を設け、支出負担行為担当官の設置されていない官庁において行

う支出負担行為の円滑を期すことといたしております。

第四十三に、新たに分任支出負担行為担

当官の制度を設け、支出負担行為担当官の設置されていない官庁において行

う支出負担行為の円滑を期すことといたしております。

第四十四に、新たに分任支出負担行為担

当官の制度を設け、支出負担行為担当官の設置されていない官庁において行

う支出負担行為の円滑を期すことといたしております。

第四十五に、新たに分任支出負担行為担

当官の制度を設け、支出負担行為担当官の設置されていない官庁において行

う支出負担行為の円滑を期すことといたしております。

第四十六に、新たに分任支出負担行為担

当官の制度を設け、支出負担行為担当官の設置されていない官庁において行

う支出負担行為の円滑を期すことといたしております。

第四十七に、新たに分任支出負担行為担

当官の制度を設け、支出負担行為担当官の設置されていない官庁において行

う支出負担行為の円滑を期すことといたしております。

第四十八に、新たに分任支出負担行為担

当官の制度を設け、支出負担行為担当官の設置されていない官庁において行

う支出負担行為の円滑を期すことといたしております。

第四十九に、新たに分任支出負担行為担

当官の制度を設け、支出負担行為担当官の設置されていない官庁において行

う支出負担行為の円滑を期すことといたしております。

第五十に、新たに分任支出負担行為担

当官の制度を設け、支出負担行為担当官の設置されていない官庁において行

う支出負担行為の円滑を期すことといたしております。

第五十一に、新たに分任支出負担行為担

当官の制度を設け、支出負担行為担当官の設置されていない官庁において行

う支出負担行為の円滑を期すことといたしております。

第五十二に、新たに分任支出負担行為担

当官の制度を設け、支出負担行為担当官の設置されていない官庁において行

う支出負担行為の円滑を期すことといたしております。

第五十三に、新たに分任支出負担行為担

当官の制度を設け、支出負担行為担当官の設置されていない官庁において行

う支出負担行為の円滑を期すことといたしております。

第五十四に、新たに分任支出負担行為担

当官の制度を設け、支出負担行為担当官の設置されていない官庁において行

う支出負担行為の円滑を期すことといたしております。

第五十五に、新たに分任支出負担行為担

当官の制度を設け、支出負担行為担当官の設置されていない官庁において行

う支出負担行為の円滑を期すことといたしております。

第五十六に、新たに分任支出負担行為担

当官の制度を設け、支出負担行為担当官の設置されていない官庁において行

う支出負担行為の円滑を期すことといたしております。

第五十七に、新たに分任支出負担行為担

当官の制度を設け、支出負担行為担当官の設置されていない官庁において行

う支出負担行為の円滑を期すことといたしております。

第五十八に、新たに分任支出負担行為担

て基金に属する現金の繰替使用ができる
こととするものであります。

第二点は、先に可決されました保全林整備臨時措置法案にかかる改正であります。が、国土保全上必要な森林等は、この会計において経営することが適当

であるとの見地から、保安林整備計画に基き当分の間この会計の負担において森林等を買入れることができることとし、買入及び買入れた森林等についての治山事業に要する経費の財源に不足を来たすときに限り、予算の定めるところにより一般会計がらこの会計に繰入金をすることができることとよいうとするものであります。委員会における審議の詳細は速記録に譲ることを御了承願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、平林委員から「去る四月二十三日の本院本会議における決議に基き政府は善処すべきである。本案はその政府の責任者である吉田総理大臣の提出したものであるとの理由から、本案に反対せざるを得ない」旨の意見が述べられ、採決の結果多數を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

最後に、国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律案について申上げます。

議録第四十号 議事日程追加の件 法務省設置法の一部を改正する法律案

○議長(河井彌八君) 過半数と認めます。よつて本案は、可決せられまつた。

「審査報告書は都合により附録に
掲載」

法務省設置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和二十九年三月二十五日

内閣總理大臣 吉田

法務省設置法の一部を改正する法律案

法務省設置法の一部を改正する法律

法務省設置法（昭和二十二年法律
第百九十三号）の一部を次のように

別表十下 **國管理事務所の項中** **開入** **改正する。**

「福岡県の内門司市」を「福岡県の内門、司市、小倉市、田川市、八幡市、

若松市、京都郡、篠上郡及び遠賀郡

福島県（門司市を除く。）」「福岡県（門司市、小倉市、筑後市、八幡市、若

松市、京都郡、築上郡及び遠賀郡を

別表十一 中東京入国管理事務所羽田空港出張行の員数(第一回の二回目)

田舎落出場所の理の次に次の二項を
加える。

東京入國管理事務所
新潟港出張所
新潟市

別表十一 中名古屋入国管理事務所
敦賀港出張所の項の次に次の一項を

加える。

開埠十一中下屬八國首領事務所門
張所使木富山濱出
高麗市

支那人民銀行重慶支店
司港出張所の項の次に次の二項を加
之、総理入國管轄事務所へ遷出場

卷之三

昭和二十九年四月二十八日 参議院会議録第四十号

三木與吉郎君	前田	久吉君	廣瀨	久忠君
後藤	野田	文夫君	西田	慎一君
田村	福藏君	高橋	道男君	
竹下	俊作君	高瀬莊太郎君	豊田	雅孝君
杉山	昌作君	島村	軍次君	哲三君
中山	正夫君	木村	信夫君	
高木	勇君	伊能	芳雄君	
白井	六郎君	高野	一夫君	
深水	安井	石井	桂君	
青柳	謙君	関根	久藏君	
西川	秀夫君	吉田	萬次君	
弥平治君	佐藤清一郎君	飼木	亨弘君	
森田	曹壽君	宮本	邦彦君	
長島	銀藏君	岡田	信次君	
宮田	重文君	大谷	鑑潤君	
北村	愛知	岡崎	眞一君	
田中	植竹	一松	政二君	
石川	佐藤清一郎君	中川	幸平君	
寺尾	春彦君	左藤	義詮君	
國	石川	幸木	以良君	
西郷吉之助君	伊能君	津島	壽一君	
愛知	重文君	小瀧	彬君	
一男君	一男君	伊能	繁次郎君	
佐藤清一郎君	一男君	横山	喜一君	
佐藤清一郎君	譽雄君	榎原	亨君	
荒太君	大野木秀次郎君	宮澤	伊能繁次郎君	
術君	大野木秀次郎君	横山	フク君	
小澤久太郎君	荒太君	重政	庸德君	
西岡	ハル君	鹿島守之助君	豊田	鶴雄君
木内	四郎君	鶴雄君		

同頁同段三行の次に「後藤文夫君」を加えるべきの誤

正行段貢

參議院會議錄第三十九號正誤

二終二徵戒处分
七八四終八徹庭的徹底的

六終日即日

新編
三終九

參議院會議錄第三十八號正誤

卷之三

みずから他よりも
みずからを他よりも

卷之三十一

藝文院會議錄第三十七號正議

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三